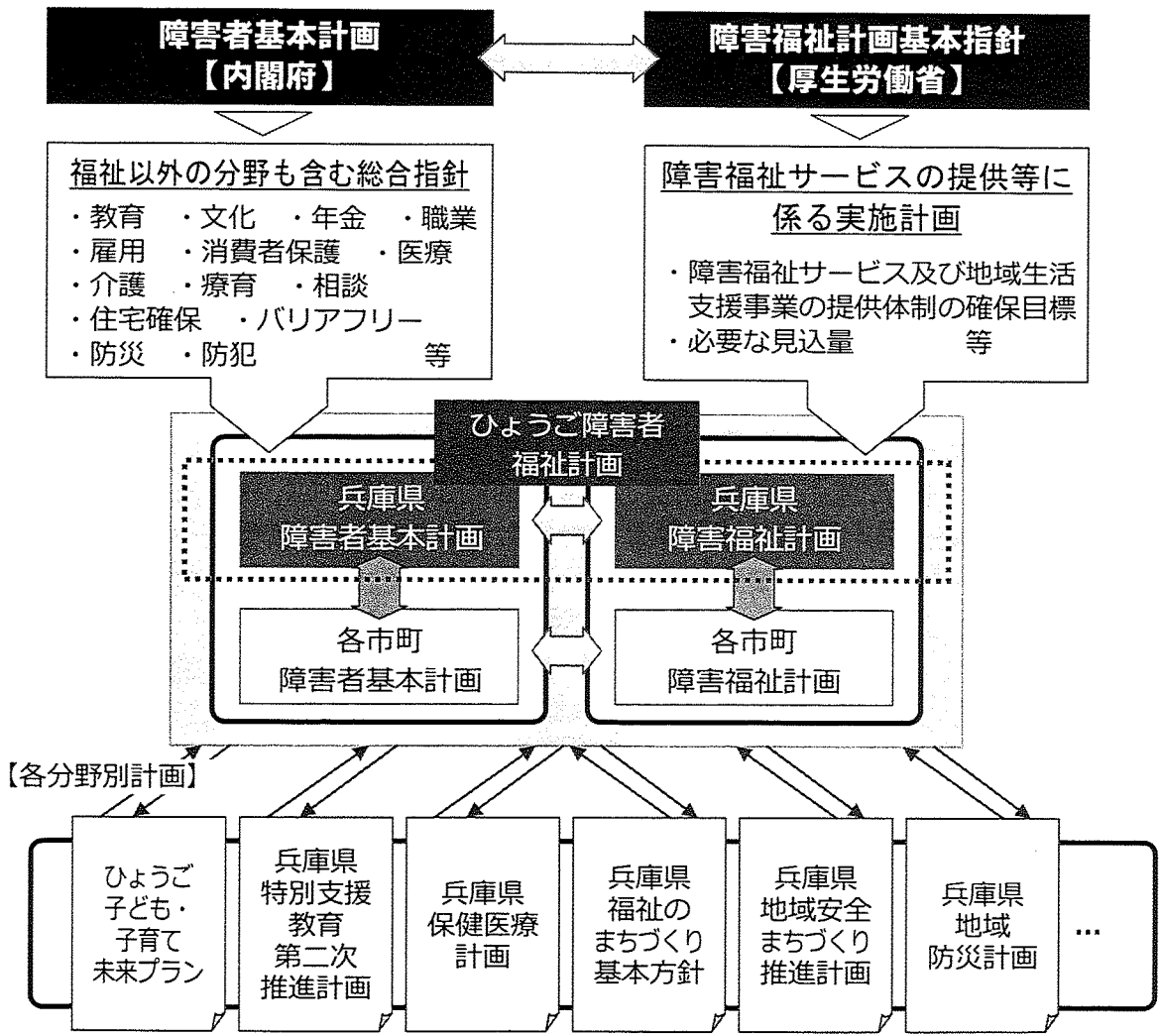


なお、「障害者基本計画」及び「障害福祉計画」は各市町においても策定することとなっています。これらの都道府県の計画と市町の計画が相互に関連・連携しつつ、分野別に定められた各種計画等との整合性をとりながら、兵庫県の障害者福祉施策を計画的に推進していくこととなります。その概念を示すと、以下のとおりとなります。

【図表 1-4 市町基本計画等との関係】



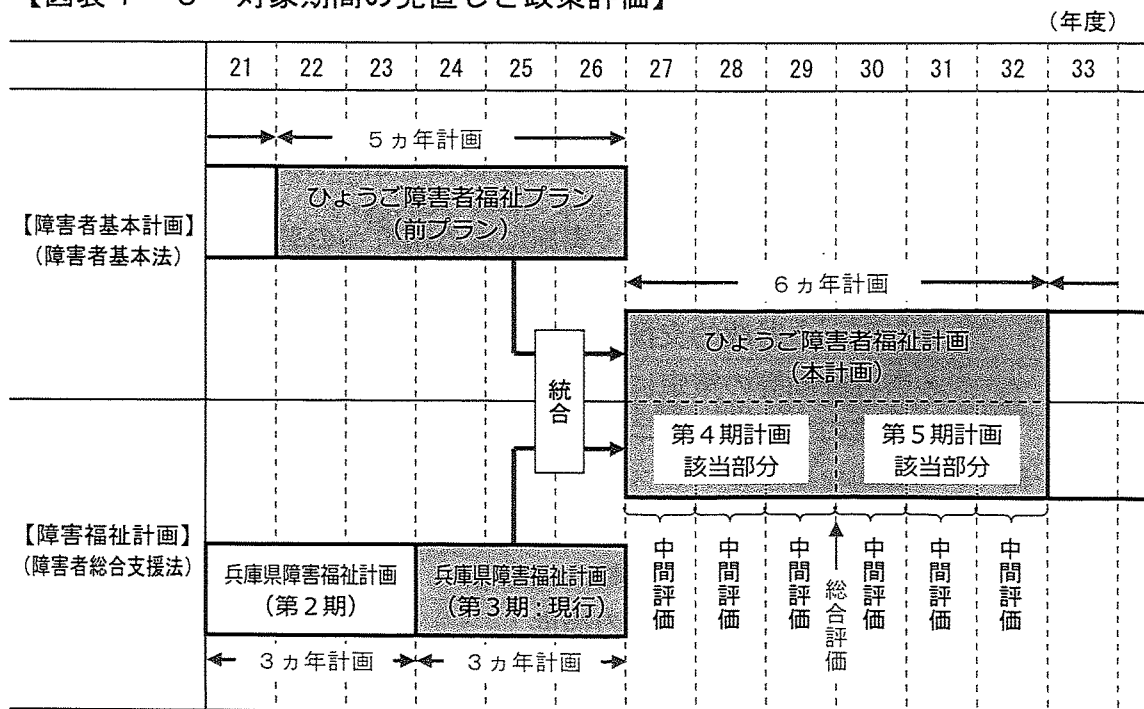
3 計画の対象期間と政策評価

これまで、都道府県障害者基本計画に該当する「ひょうご障害者福祉プラン」は対象期間を5ヵ年、都道府県障害福祉計画に該当する「兵庫県障害福祉計画」は障害者総合支援法の規定に基づき、対象期間を3ヵ年としていました。

しかし、この対象期間の差異に基づく策定期期のずれから、兵庫県の障害者福祉行政を推進するための両輪となる「ひょうご障害者福祉プラン」と「兵庫県障害福祉計画」の考え方などに、若干の相違が生じる可能性がありました。そのため、今回、プラン（計画）の対象期間を5ヵ年から6ヵ年に改める（平成27年度～32年度）ことで、プラン（計画）の中長期的な性格をより明確にするとともに、法定で3ヵ年と期間が規定されている障害福祉計画を、「ひょうご障害者福祉計画」の折り返し時点（平成29年度）における総合的な中間評価と位置付け、政策評価を実施していくこととしました。

進捗状況等については兵庫県障害福祉審議会にて報告・議論を行い、必要に応じて障害福祉計画該当部分を見直すことにより、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルに実効性を持たせ、障害者福祉施策を実施していきます。

【図表1-5 対象期間の見直しと政策評価】



4 推進体制（国・県・市町等の役割）

「ひょうご障害者福祉計画」の推進にあたり、国や県、市町が適切な役割分担を行い、障害のある人や関係団体、支援者等さまざまな機関等が互いに協力するネットワーク（連携）体制を構築する必要があります。

特に、平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」以降の地方分権改革の流れの中で、住民自治・団体自治に基づき、必要な行政サービスは、住民に身近な地方公共団体（特に市町）が企画・実施をすることとされました。

障害者福祉行政においても、障害のある人にとって最も身近な存在である市町が実施主体となり、地域の特性や事情を生かしたサービスの展開を行っています。国や兵庫県は、広域的調整や技術的助言、市町で処理することが困難な事案への対応などを行います。

【図表1-6 第3期兵庫県地域福祉支援計画に定める役割分担】

主体	役割の内容
国	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に統一して定めることが望ましい基本方針の決定、法令整備、制度設計等 ・全国的規模・視点で行うべき施策・事業の実施 ・県・市町への財政的支援、助言等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県計画等による全県の方針等の決定 ・市町だけでは対応困難又は非効率な広域的、専門的な福祉ニーズへの対応 ・先進的な取組の企画・実施による市町への普及 ・専門的人材の育成 ・市町への財政的支援、助言等
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・市町計画等の策定に基づく事業実施 ・地域の生活課題（ニーズ）の把握及び事業実施による対応 ・公的な福祉サービスの提供体制の整備 ・住民への情報提供・相談支援体制の整備 ・住民等による福祉活動の促進等
民間	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等の提供 ・インフォーマル（非公式）なサービスの提供 ・地域での支え合い等

【図表 1-16 障害福祉サービスごとの整備区域】

	第2期兵庫県 障害福祉計画 (平成 21～23 年度)	第3期兵庫県 障害福祉計画 (平成 24～26 年度)	第4期兵庫県 障害福祉計画 (平成 27～29 年度)
市町域	居宅介護等訪問サービス グループホーム 相談支援	居宅介護等訪問サービス グループホーム 相談支援 生活介護 就労継続支援 B 型 児童発達支援 放課後等デイサービス	居宅介護等訪問サービス グループホーム 相談支援 (障害児相談支援) 生活介護 就労継続支援 B 型 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
圏域	生活介護 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 就労移行支援 児童発達支援 放課後等デイサービス	短期入所 自立訓練 就労継続支援 A 型 就労移行支援	短期入所 自立訓練 就労継続支援 A 型 就労移行支援 児童発達支援センター
県域	療養介護 施設入所支援	療養介護 施設入所支援	療養介護 施設入所支援 障害児入所支援

※サービス名称は現在のもので表記

障害福祉サービスは、地域の実情やニーズ（需要）に応じ、市町を基本単位として、各地域で必要とする障害種別によらない一元的な供給量を設定することが基本的な考え方となります。しかしながら、市町によっては著しくサービス供給量が少ない地域もあります。

そこで、住む地域によって受けられる障害福祉サービスの供給格差をある程度の範囲内に収束するとともに、本県全体としての底上げをめざします(圏域ごとの主な障害福祉サービス等の供給量は 172 頁を参照)。

1 計画の策定体制図

尼崎市障害者計画改定等の体制

尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会(旧:尼崎市障害者福祉等推進協議会)【全体の会議体】
 (尼崎市障害者計画及び障害福祉計画の策定並びにその実施の推進に関する重要な事項その他の障害者の保健福祉に関する事項を調査審議する。)
 学識経験者7人、市議会議員3人、社会福祉事業従事者10人

効率的に審議を進めるために部会を設置し、分野(テーマ)を分けて計画案の審議を行う。

第一部会
 (①保健・医療 ②生活環境・移動・交通)
 委員 3人
 専門委員 4人(内1人は、第三部会を兼務)
 特別委員 4人
 合計11人

第二部会
 (①療育・教育 ②スポーツ・文化活動 ③社会参加・交流活動)
 委員 2人
 専門委員 5人(内1人は、第三部会を兼務)
 特別委員 3人
 合計10人

第三部会
 (①福祉サービス(障害福祉計画を含む) ②相談支援 ③雇用・就労 ④啓発・情報)
 委員 1人
 専門委員 7人
 特別委員 3人
 合計11人

必要に応じて協議会及び部会の会議に出席し、また、求めに応じて障害者施策の現状把握・分析、課題の抽出を行うとともに、計画案の協議・作成に参画する。

尼崎市障害者福祉施策推進会議(尼崎市心身障害者(児)福祉対策協議会を改編) 【庁内部署による会議体】
 (本市の障害者福祉施策に関する基本方針の樹立と関係施策の推進について、関係局室課相互の連絡調整、情報・意見の交換等必要な事項の協議を行う)

尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会委員名簿

平成27年7月10日現在

No.	委員構成	委員	
		氏名	役職名等
1	社会福祉事業従事者	池田 康 昭	尼崎市民生児童委員協議会連合会園田地区会長
2	社会福祉事業従事者	井上 三枝子	尼崎市心身障害児(者)父母連合会会長
3	社会福祉事業従事者	○ 上野 芳 昭	福成会常務理事
4	社会福祉事業従事者	岡崎 正 樹	尼崎市身体障害者連盟福祉協会副理事長
5	学識経験者	○ 狩 俣 正 雄	大阪市立大学大学院教授
6	社会福祉事業従事者	河上 紀 子	尼崎市精神障害者家族会連合会会長
7	学識経験者	木下 隆 志	芦屋学園短期大学准教授
8	市議会議員	楠村 信 二	尼崎市議会議員
9	学識経験者	○ 源 田 紀久恵	兵庫県立阪神特別支援学校校長
10	社会福祉事業従事者	小山 昇 孝	尼崎市難病団体連絡協議会事務局長
11	学識経験者	○ 菅 原 正 之	尼崎市歯科医師会地域保健担当副会長
12	社会福祉事業従事者	高尾 絹 代	尼崎市身体障害者連盟福祉協会会計
13	社会福祉事業従事者	高橋 陽 子	兵庫県LD親の会「たつの子」役員
14	社会福祉事業従事者	寺本 博 信	尼崎市社会福祉協議会理事
15	社会福祉事業従事者	長 畑 孝 一	尼崎市身体障害者連盟福祉協会副理事長
16	学識経験者	藤井 克 祐	尼崎雇用対策協議会専務理事
17	学識経験者	○ 松 岡 克 尚	関西学院大学教授
18	市議会議員	松澤 千 鶴	尼崎市議会議員
19	市議会議員	○ 真 鍋 修 司	尼崎市議会議員
20	社会福祉事業従事者	守 部 美枝子	尼崎市心身障害児(者)父母連合会副会長
21	学識経験者	綿谷 茂 樹	尼崎市医師会理事

○障害者福祉等専門分科会を担当する社会保障審議会委員

計画策定部会

尼崎市障害者計画等を策定するにあたり、計画素案等について集中的かつ効率的な審議を行うため、各基本施策(テーマ)別に3つの計画策定部会(以下、「部会」という。)を設置します。

部会の委員については、専門分科会委員及び特別委員(注)の中から、会長の指名を受けた委員で構成しています。

(注)特別委員： 部会において特別の事項を審議するため設置する臨時委員。

委員構成等

第1部会

「保健・医療」、「福祉サービス、相談支援」

 [第1部会委員名簿\(PDF 39.7 KB\)](#)

第2部会

「療育・教育」、「雇用・就労」、「生活環境、移動・交通」、「スポーツ・文化、社会参加活動」

 [第2部会委員名簿\(PDF 38.5 KB\)](#)

第3部会

「安全・安心」、「情報、啓発・差別の解消」、「権利擁護、行政サービス等における配慮」

 [第3部会委員名簿\(PDF 31.2 KB\)](#)

計画策定部会(第1部会)委員名簿

No.	委員構成	委員	
		氏名	役職名等
1	社会福祉事業 従事者	河上 紀子	尼崎市精神障害者家族会連合会副会長
2	学識経験者	◎ 木下 隆志	芦屋学園短期大学准教授
3	社会福祉事業 従事者	小山 昇孝	尼崎市難病団体連絡協議会事務局長
4	学識経験者	菅原 正之	尼崎市歯科医師会地域保健担当常務理事
5	社会福祉事業 従事者	高尾 絹代	尼崎市身体障害者連盟福祉協会会計
6	社会福祉事業 従事者	寺岡 睦	尼崎市身体障害者連盟福祉協会事務局長
7	社会福祉事業 従事者	長畑 孝一	尼崎市身体障害者連盟福祉協会副理事長
8	社会福祉事業 従事者	日野 典子	尼崎市心身障害児(者)父母連合会理事
9	市議会議員	松澤 千鶴	尼崎市議会議員
10	社会福祉事業 従事者	守部 美枝子	尼崎市心身障害児(者)父母連合会会長
11	社会福祉事業 従事者	山内 まゆみ	兵庫県LD親の会「たつの子」役員
12	学識経験者	綿谷 茂樹	尼崎市医師会理事

◎ 部会長

● 副部会長

△ 計画策定部会を担当する障害者福祉等専門分科会特別委員

計画策定部会(第2部会)委員名簿

No.	委員構成	委員	
		氏名	役職名等
1	社会福祉事業 従事者	上野 芳昭	福成会常務理事
2	社会福祉事業 従事者	△ 面家 真由美	尼崎市心身障害児(者)父母連合会事務局長
3	学識経験者	源田 紀久恵	兵庫県立阪神特別支援学校校長
4	社会福祉事業 従事者	△ 齊藤 庸	尼崎市難病団体連絡協議会代表幹事
5	社会福祉事業 従事者	高尾 絹代	尼崎市身体障害者連盟福祉協会会計
6	市議会議員	田中 淳司	尼崎市議会議員
7	学識経験者	藤井 克祐	尼崎雇用対策協議会専務理事
8	学識経験者	◎ 松岡 克尚	関西学院大学教授
9	社会福祉事業 従事者	△ 松永 貴久美	尼崎市精神障害者家族会連合会会計監査
10	社会福祉事業 従事者	△ 村上 和子	兵庫県LD親の会「たつの子」役員

◎ 部会長

● 副部会長

△ 計画策定部会を担当する障害者福祉等専門分科会特別委員

計画策定部会(第3部会)委員名簿

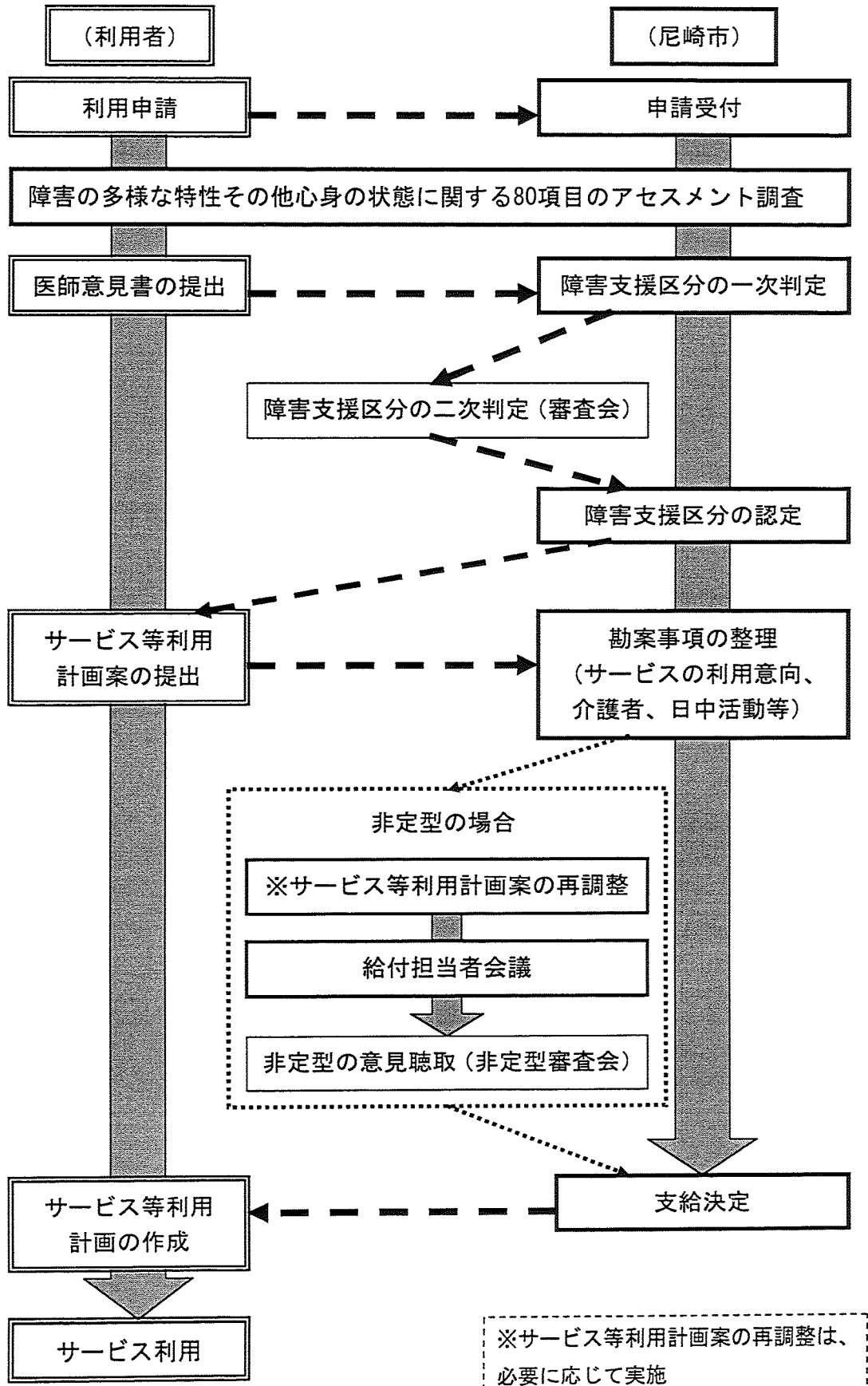
No.	委員構成	委員	
		氏名	役職名等
1	社会福祉事業従事者	△ 岩本 吉正	尼崎市身体障害者連盟福祉協会理事
2	学識経験者	◎ 狩俣 正雄	大阪市立大学大学院教授
3	社会福祉事業従事者	寺本 博信	尼崎市社会福祉協議会理事
4	社会福祉事業従事者	野山 恭一	尼崎ボランティア連絡協議会副会長
5	社会福祉事業従事者	日高 敦子	尼崎市民生児童委員協議会連合会副会長
6	社会福祉事業従事者	△ 広部 景子	尼崎市身体障害者連盟福祉協会理事
7	市議会議員	真鍋 修司	尼崎市議会議員
8	社会福祉事業従事者	△ 吉岡 かほる	尼崎市心身障害児(者)父母連合会理事

◎ 部会長

● 副部会長

△ 計画策定部会を担当する障害者福祉等専門分科会特別委員

2 支給決定の流れ



3 支給決定の考え方

利用者の利用意向等を踏まえたサービス等利用計画案における月のサービス支給量が支給決定基準から算定した支給量を超える場合（いわゆる「非定型」）においては、尼崎市障害者介護給付費等の支給に関する審査会（以下、「審査会」という。）の意見を聴取し非定型の支給決定を行う。

(1) 審査会の概要

ア 設置の趣旨

審査会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「総合支援法」という。）に基づき、「障害支援区分認定基準に照らしての審査及び判定」と「市が支給要否決定を行うに当たる意見」を行う機関である。

イ 総合支援法の規定

- ① 市町村に、障害支援区分の審査判定業務を行う、及び市町村の支給要否決定を行うに当たり意見を聴くため、審査会を置く。（総合支援法第 15 条）
- ② 審査会の委員の定数は、条例で定めることとなっており、委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから市町村長が任命する。（総合支援法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ③ 審査会は、障害支援区分に関する審査判定を行う。（総合支援法第 21 条第 1 項）
- ④ 審査会は、市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる。（総合支援法第 22 条第 2 項）

ウ 支給要否決定に当たり意見を述べる審査会

支給決定基準を超えて支給量を決定する場合は、総合支援法第 22 条第 2 項に規定する支給要否決定に当たり意見を述べる審査会（以下、「非定型審査会という。」）を開催し、支給決定を行う。

(2) サービス等利用計画案の作成

利用者が障害支援区分の認定を受けた後、支給決定基準により、また利用者の心身の状況等を考慮し、適切なサービスが受給できるようサービス等利用計画案を作成する。この時、介護給付の受給を希望する場合は、支給決定基準の範囲内を基本とし、サービス等利用計画案を作成する。

(3) 支給量の算出

利用者の希望に基づき作成されたサービス等利用計画案を含め、勘案事項を整理し、適正な支給量を算出する。

(4) 算出支給量が支給決定基準を超えない場合の支給決定

勘案事項から算出した支給量が支給決定基準を超えないことが確認できた場合は、非定型審査会の意見を聴取せずに支給決定を行う。

(5) 算出支給量が支給決定基準を超えた場合の支給決定

ア 勘案事項から算出した支給量が支給決定基準を超えることが確認できた場合は、下記の資料を添えて非定型審査会の意見を聴取し、支給決定を行う。

- ① 二次判定結果
- ② 医師意見書
- ③ 勘案事項整理表
- ④ サービス等利用計画案
- ⑤ その他審査に必要と認めるもの

イ 算出支給量が支給決定基準を超える場合か、すでに支給決定基準を超えた支給となっている場合において、決定を受けている支給量が直近の非定型審査会までに不足することが明らかで、次の要件のいずれも満たす時は、非定型審査会の意見を聴取することなく支給量を決定し、直近の非定型審査会に報告するとともに意見を聴取する。

① 切迫性

利用者、介護者の疾病による体調の変化や就労による環境の変化等の要因により、支給決定における勘案事項の整理時と変化が生じ、支給量を変更しなければ利用者が日常生活に支障をきたすことが明らかな場合

② 非代替性

現に利用しているサービス以外の障害福祉サービスやその他の方法による支援を検討した上で、それでもなおサービス支給量の増加以外に代替する支援方法がない場合

ウ イの取扱いをするのにあたっては、利用者、家族の意向やその状況等を調査し、サービス等利用計画案の提出を求め、給付担当者会議を経た上で判断し、支給決定を行う。

また、イの取扱い以外に、サービス等利用計画案の提出後、1ヶ月以内に非定型審査会の開催ができない場合も給付担当者会議を経た上で判断し、支給決定を行うが、直近の非定型審査会に報告するとともに意見を聴取する。

4 障害福祉サービスの種類・内容・対象者

(略)

5 障害児通所支援の種類・内容・対象者

(略)

6 障害福祉サービスの支給決定基準

(1)から(9)までが介護給付、(10)から(16)までが訓練等給付の対象サービス

(1) 居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助）

ア 支給量

障害支援区分	標準基準時間（※1）
区分 1	世帯等状況 A 14時間
	世帯等状況 B 20時間
	世帯等状況 C 40時間
区分 2	世帯等状況 A 18時間
	世帯等状況 B 25時間
	世帯等状況 C 50時間
区分 3	世帯等状況 A 25時間
	世帯等状況 B 35時間
	世帯等状況 C 70時間
区分 4	世帯等状況 A 32時間
	世帯等状況 B 45時間
	世帯等状況 C 90時間
区分 5	世帯等状況 A 39時間
	世帯等状況 B 55時間
	世帯等状況 C 110時間
区分 6	世帯等状況 A 46時間
	世帯等状況 B 65時間
	世帯等状況 C 130時間
障害児	設定なし（※2）

※1 標準基準時間 = 尼崎市標準時間 × 世帯等状況

- ・ 障害程度区分基準時間に緊急時対応時間（5時間）を加えた時間を尼崎市標準時間とする。
- ・ 世帯等の状況（世帯等状況 A→0.7倍、世帯等状況 B→1.0倍、世帯等状況 C→2.0倍）により標準基準時間を設定する。
- ・ 世帯等の状況指標は次表のとおりとする。

※2 障害児は、勘案事項により支給量が大きく変化するため、標準基準時間を設定しない。

世帯等の状況指標

世帯等状況	指 標 項 目
A	<p>○ 介護者が常時介護が出来る状態</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族が終日家にいることが可能な状態であり、かつ介護者の健康状態が良好の場合 ・ 家族やその他の介護者（ボランティアや近隣等）が終日家にいることが可能な状態であり、かつ介護者の健康状態が良好の場合 ・ 居宅生活で介護者が確保され、その他の時間帯は日中活動系サービスを利用し、終日介護が受けられる状況であり、かつ介護者の健康状態が良好の場合
B	<p>○ 世帯等状況 A にも世帯等状況 C にもあてはまらない状態</p>
C	<p>○ 単身世帯（18歳未満の児童と同居を含む）</p> <p>○ 重度障害者のみの世帯</p> <p>○ 介護者が常時介護が出来ない状態</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護者が週の半分以上勤務しているため、介護を必要とする時間に不在の場合 ・ 介護者が1人で病気、高齢、利用者との関係等によりやむを得ない状況で、介護ができない場合 ・ 介護者が1人で2人以上の重度障害者（児）を介護しており、他者の支援が受けられない場合 ・ 介護者1人で1人以上の重度障害者を介護しながら、就学前の乳幼児も養育しており、他者の支援が受けられない場合 ・ 介護者1人で1人以上の重度障害者と要介護判定を受けた者を介護しており、他者の支援が受けられない場合

イ 支給量決定の際の勘案事項

- ① 障害者等の障害支援区分や障害の種類、程度その他の心身の状況
- ② 障害者等の介護を行う者の状況
- ③ 障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
- ④ 申請に係る障害児が現に障害児施設を利用している場合には、その利用状況
- ⑤ 申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用状況
- ⑥ 当該障害者等に関する保健医療サービスや福祉サービス等（③から⑤までを除く。）の利用の状況
- ⑦ 当該障害者等や障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容
- ⑧ 当該障害者等の置かれている環境
- ⑨ 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況
- ⑩ 申請に係る障害者が傷病等により通院している場合には、その状況

ウ 各サービスの標準提供時間・回数

① 身体介護

種類	基準時間	標準提供回数	備考
食事介助	0.5時間	3回/日	状況により1.0時間まで可
排泄介助	0.5時間	3回/日	状況により1.0時間まで可
入浴介助	1.0時間	3回/週	全身性・銭湯1.5時間、特別な事情2.0時間
更衣介助	0.5時間	2回/日	
体位交換	0.5時間		

② 家事援助

種類	基準時間	標準提供回数	備考
買物	0.5時間	2回/週	状況により1.0時間・3回/週まで可
調理	0.5時間	2回/週	状況により1.0時間・3回/週まで可
掃除	0.5時間	1回/週	状況により1.0時間・3回/週まで可
洗濯	0.5時間	1回/週	状況により1.0時間・3回/週まで可

③ 通院等介助

種類	標準提供回数	備考
身体介護を伴う	10時間/月	医師の指示により目安時間の変更可
身体介護を伴わない	10時間/月	医師の指示により目安時間の変更可
通院等乗降介助	10回/月	医師の指示により目安回数の変更可

エ 2人介護の定義

2人の従業者により居宅介護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の①から③までのいずれかに該当する場合に利用することができる。

- ① 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他障害者等の状況等から判断して、①や②に準ずると認められる場合

(2) 重度訪問介護

ア 支給量

障害支援区分	標準基準時間（※3）
区分 4	世帯等状況 A 91時間
	世帯等状況 B 130時間
	世帯等状況 C 260時間
区分 5	世帯等状況 A 112時間
	世帯等状況 B 160時間
	世帯等状況 C 320時間
区分 6	世帯等状況 A 133時間
	世帯等状況 B 190時間
	世帯等状況 C 380時間

※3 標準基準時間 = 尼崎市標準時間 × 世帯等状況

- ・ 障害程度区分基準時間を3倍し、緊急時対応時間（10時間）を加えた時間を尼崎市標準時間とする。
- ・ 世帯等の状況（世帯等状況A→0.7倍、世帯等状況B→1.0倍、世帯等状況C→2.0倍）により標準基準時間を設定する。
- ・ 世帯等の状況指標は(1)のとおりとする。

※4 重度訪問介護対象者は、「重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しく困難を有する障害者であって常時介護を要するもの」と規定しており、1日に3時間以上の長時間にわたり総合的かつ断続的に介護を必要とする場合は、原則、居宅介護ではなく、重度訪問介護を支給決定する。

これは、居宅での介護、家事の援助、生活等に関する相談や助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う必要があり、身体介護や家事援助等の短時間の支給決定が適当ではないためである。

ただし、重度訪問介護対象者であっても、総合的かつ断続的な介護を必要とせず、見守りを含まない短時間集中的な身体介護や家事援助等のみが行われる場合には、居宅介護を支給決定する。

イ 世帯等の状況指標・支給量決定の際の勘案事項・各サービスの目安時間・

2人介護の定義

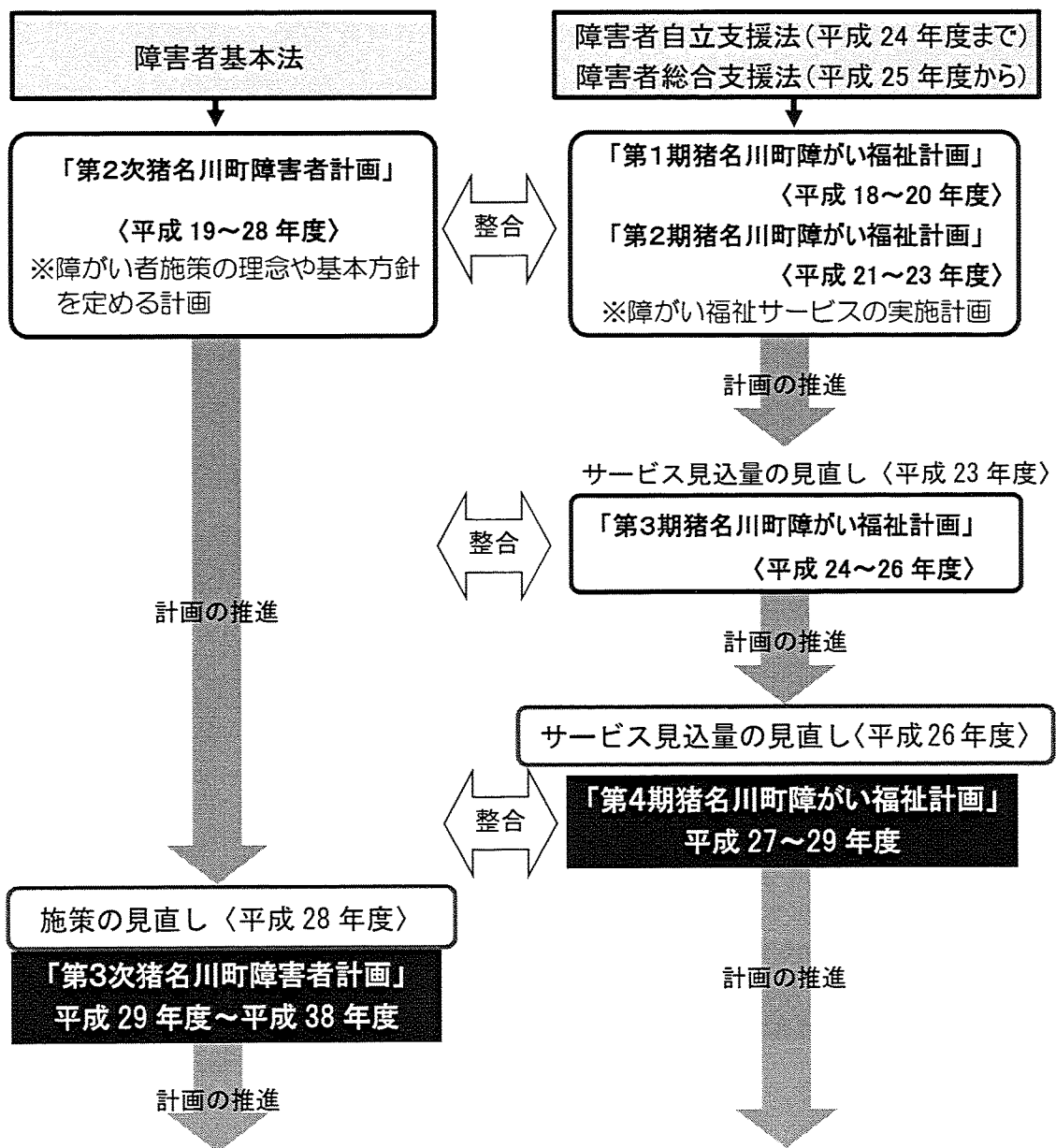
(1)のとおりとする。

4. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定したものであり、計画の最終年度である平成 29 年度の目標および障がい福祉サービス等の見込量について定めたものです。

また、障がいのある人の支援については、さまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、猪名川町における障がい者施策の基本方針として策定された「猪名川町障害者計画」をはじめ、その他の関連計画と整合したものとします。

■障害者計画と障がい福祉計画の関連



第3期横浜市障害者プランの素案骨子（案）について

平成27年度から32年度を計画期間とする第3期横浜市障害者プランの素案骨子（案）をまとめましたので、ご報告します。

1 横浜市障害者プランについて

(1) 策定の趣旨

障害者基本法 第11条により、市町村には障害者のための施策に関する基本的な計画の策定が義務づけられています。横浜市では、「横浜市障害者プラン（以下、「障害者プラン」という）」をこれに位置づけています。

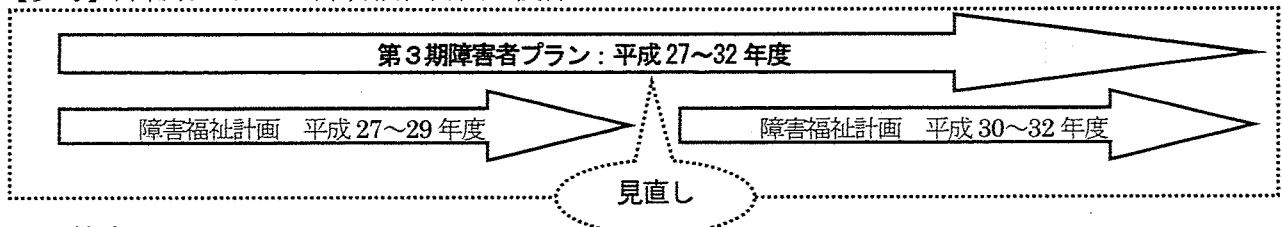
このたび、平成26年度をもって、第2期の障害者プランの計画期間が終了となるため、新たに27年度から32年度までの6年間を計画期間とする第3期障害者プランを策定します。

また、障害者総合支援法 第88条により、市町村には障害福祉サービスの数値目標等を中心とした計画（障害福祉計画）の策定が義務付けられています。

横浜市ではこれまでも、障害福祉計画を「障害者プラン」の中に取り込み、一体的に作成しています。

なお、障害福祉計画は計画期間が3年と定められていますので、第3期障害者プランの中間期で見直しを行い、改訂します。

【参考】障害者プランと障害福祉計画の関係

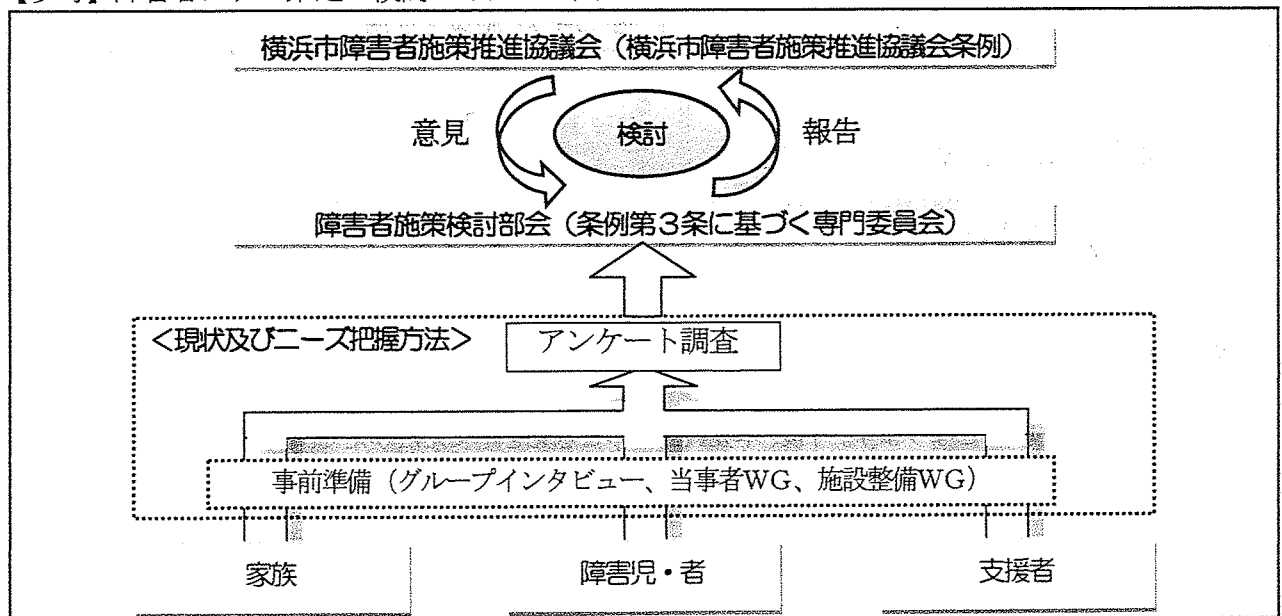


(2) 策定の手法

第3期障害者プランの策定にあたっては、現状把握のため、障害児・者及びその家族にアンケート調査を行いました。

アンケートなどで得られた意見等について、当事者や専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、「横浜市障害者施策推進協議会」の専門委員会として「障害者施策検討部会」を設置し、この部会を中心に協議・検討を進めています。

【参考】障害者プラン策定・検討のイメージ図



2 スケジュールについて

これまで、次の【変更前】のとおり、5月の素案、11月末の原案を経て、平成27年3月に第3期障害者プランの確定というスケジュールを予定していました。

しかし、素案策定に向けて、より丁寧に進めていくために、次の【変更後】のとおり、まずは5月に素案骨子を策定し、それを基に、6月から7月にかけて各障害者団体等に対し説明を行い、8月に素案を策定します。更に、9月に常任委員会へ素案を御報告させていただき予定です。

その後、市民意見募集、11月の原案策定を経て、12月に常任委員会へ市民意見募集結果と原案を報告します。

そして、最終的には、3月に第3期横浜市障害者プランを確定し、4月以降、計画に沿って、施策を進めていきます。

	【変更前】	【変更後】
平成26年1月	当事者へ向けたアンケート実施	
3月	常任委員会へ当事者アンケート結果の速報値を報告	
5月	常任委員会へ素案を報告し、素案策定	常任委員会へ素案骨子(案)を報告し、素案骨子策定
6月		素案骨子を基に各障害者団体等へ説明
7月	市民意見募集実施	
8月		素案策定
9月	常任委員会へ市民意見募集結果等を踏まえた素案を報告	<ul style="list-style-type: none"> 常任委員会へ素案を報告 市民意見募集実施
11月末	原案策定	原案策定
12月	常任委員会へ原案を報告	常任委員会へ市民意見募集結果と原案を報告
平成27年3月	第3期 横浜市障害者プランの確定(予定)	
4月以降	計画に沿って施策を推進	

3 素案骨子(案)の概要について

別紙をご参照ください

4 素案骨子(案)について

別冊が素案骨子(案)となります。今後、本委員会でのご意見を踏まえたうえで、各障害者団体等に対し、この素案骨子を用いながら説明並びに意見交換を実施していく予定です。

第4章 PDCAサイクルによる計画の見直し

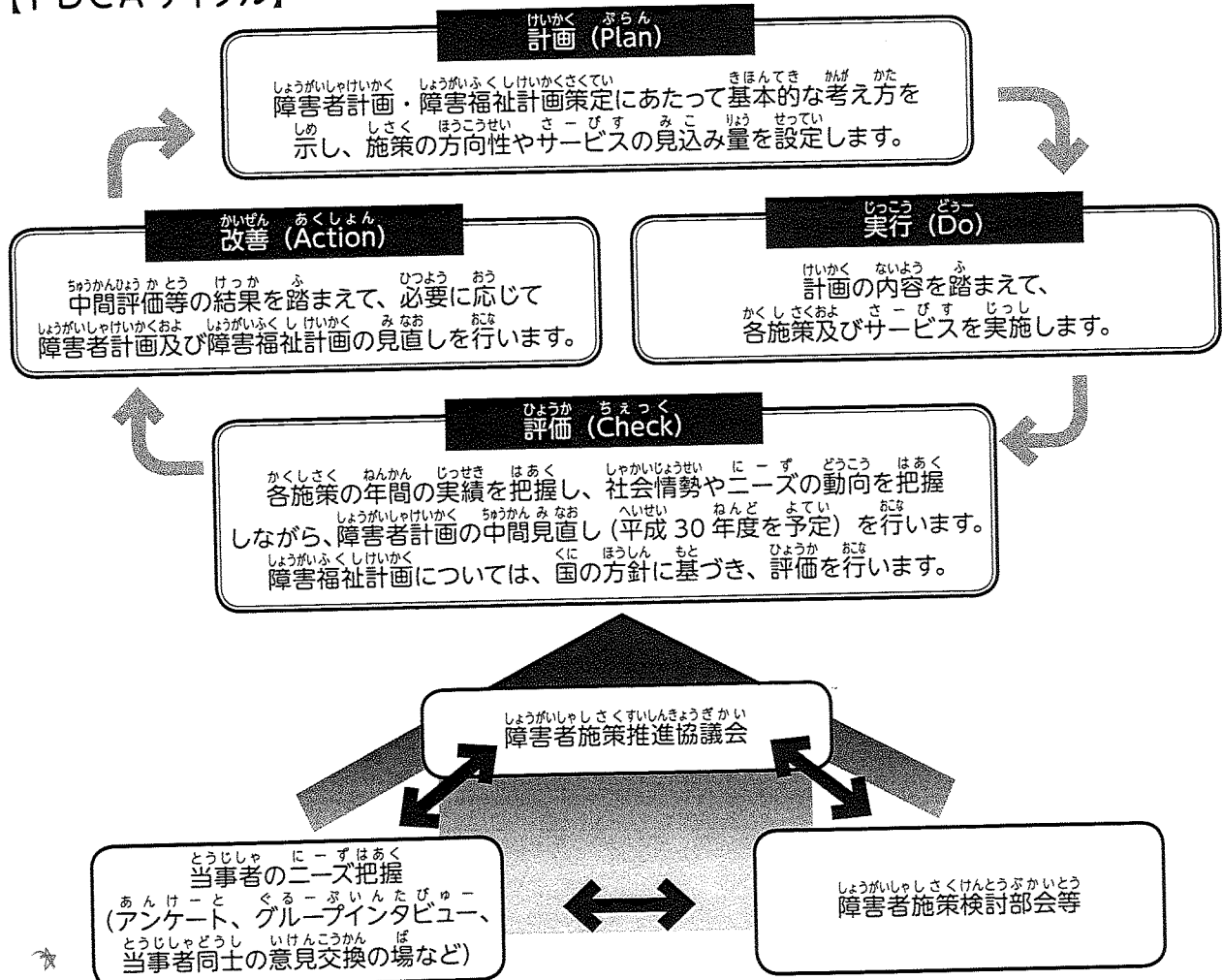
1 PDCAサイクル

「第3期横浜市障害者プラン」は、平成27年度から32年度までの6年間を計画期間としていますが、3年後の30年度には、「横浜市障害福祉計画」の改定を行う予定のため、それと併せて計画の見直しを行います。

見直しに当たっては、第3期策定時に行った当事者同士による意見交換等を、引き続き実施するとともに、プランの進捗については「横浜市障害者施策推進協議会」及びその専門委員会である「障害者施策検討部会」等の議論も含め、各施策・事業の評価及び検討を行います。

また、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題に柔軟に対応します。

【PDCAサイクル】



横浜市障害者プラン説明議事録plan-gijiroku-txrt
「第3期横浜市障害者プラン市民説明会」議事録

これから「第3期横浜市障害者プラン市民説明会」を始めさせていただきます。本日は今年度からスタートした「第3期横浜市障害者プラン」の取組状況を説明させていただきますとなります。

はじめに「第3期横浜市障害者プラン」の平成27年度の取組について、障害福祉課長 上條（6日）／障害企画課長 山田（15、18日）よりご説明いたします。その後、皆さまからのご意見を頂戴する時間を設けておりますので、是非よろしく願います。

それでは、これから、第3期横浜市障害者プランの説明を始めさせていただきます。初めに、第3期の計画の全体像について、ご説明します。

最初に、何故、この障害者プランという計画を作っているかという、障害者プランの趣旨についてですが、大きな根拠としては、法律があります。障害者基本法第11条において、障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画を市町村は定めることとされています。これを「障害者計画」と言います。さらに、障害者総合支援法第88条において、円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を計画として定めることとされており、これを「障害福祉計画」と言います。横浜市では、この二つの計画を一体的に策定し、計画の中で、しっかりと障害福祉施策の方向性を示すことにより、障害児・者が、一人の市民として、住み慣れた地域で、当たり前のように生活していけるまちの実現を進めていきます。プランの計画期間は平成27年度から32年度の6年間となっています。障害福祉計画は、国の基本方針で3年を1期として作成することとなっているため、29年度に見直しを行います。それと同時に、プラン全体の施策および事業の評価や必要性の検討など、全体的な進行管理や見直しを行っていきます。

次に、プランの基本目標と各テーマの関係について、ご説明します。第3期の基本目標は、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を掲げています。そして、この基本目標を実現するために必要な視点として、「障害状況にあわせた支援やライフステージを通じて一貫した支援」「障害者の高齢化・重度化への対応」「将来にわたるあんしん施策の継承」の3つを掲げています。さらに、その具体的な取組として、各テーマを設定しました。第2期ではプランの枠組みについて、施策を推進する視点で組み立ててきましたが、第3期では、障害の種別に係わらず、障害児・者が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組みとして、5つのテーマを設定し、障害福祉施策の取組の方向性を示しました。これら5つのテーマを連携させながら、基本目標の実現を目指していきます。

それでは、各テーマを個別に説明していきたいと思えます。

●テーマ1の趣旨

テーマ1の「出会う・つながる・助け合う」では、障害のある人も無い人も、障害特性や、対応などをお互いに理解し、日ごろの生活から災害等の緊急時にも支えあい・助け合うことができるまち、ヨコハマを目指します。そのためには、幼少期、学齢期から障害のある人と出会い・つながり、相互理解を深めていくことが大切です。

このテーマの中では、普及啓発・相談支援・情報の保障・災害対策を掲げています。

●1-1普及啓発 取組の方向性

当事者の方から、外出時に嫌な思いをしたり、他人の言動や対応で悩んだりするとの意見もあり、より一層の障害児・者への正しい理解や配慮が必要です。

そこで、引き続き、幼少期、学齢期から障害を理解し、交流を深められるよう相互理解に向けた教育や取組を進めます。また、当事者や市民団体等による地域住民への啓発、住民との交流や、日頃の生活の中で係われる仕組みづくりなど、さまざまな取組を通じて障害理解を促進します。

取組状況

当事者を含むセイフティーネットプロジェクト横浜や障害福祉関連施設、市民団体等による普及・啓発活動を引き続き進めます。

また、社会参加推進センター等により、普及啓発リーフレットの作成及び啓発講演会を実施します。

学齢期への重点的な普及啓発としては、教育委員会と調整しながら効果的な障害理解の手法についての検討を進めています。

また、副学籍による交流教育については、副学籍校への支援のため、担当教員が支援を行えるようにするとともに、参加する内容の充実を図るなど、学齢期への障害理解の取組を優先的に進めていきます。

さらに、地域防災拠点運営委員会で普及啓発リーフレットを配付したり、学齢期の障害のある子どもの作品展の開催に向けた調整をしたりするなど、当事者による普及啓発を進めています。

● 1-2 相談支援 取組の方向性

障害者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう、体制整備を進めてきました。しかし、障害児・者が困ったときに相談する場所として、区役所しか知らない、どこに相談したら良いか分からないとの声もあり、各相談機関の認知が進んだといえる状況にはありません。

そこで、各相談支援機関等が連携して対応する取組の強化及び相談システムの整理を行っていきます。

また、当事者からみた「相談体制イメージ図」と、支援者の方々から見た「支援体制イメージ図」を作成し、これまでの一次相談支援・二次相談支援という枠組みは継承しながら、その中に計画相談支援の視点も入れ、各相談支援機関の役割と位置づけを明確にし、障害児・者のライフステージに応じた相談支援体制の充実を図っていきます。相談支援従事者の人材育成や当事者による相談の充実等にも取り組んでいきます。

取組状況

相談支援体制の再構築と充実をめざし、相談支援従事者の人材育成として、市自立支援協議会人材育成部会で作成した人材育成ビジョンを、各相談支援機関で活用していただけるよう普及啓発に取り組めます。

また、自立支援協議会ブロック連絡会を開催し、近隣区との情報共有や顔の見える関係性の構築を進めるとともに、社会参加推進センターや発達障害者支援センターと連携するなど、連携強化に向けた取組を進めています。

発達障害者支援センターでは、センターの職員が各区に出向き、区の職員と一緒に相談を受ける「特定相談日」の設置に向けて、個別の調整を進めていきます。

● 1-3 情報の保障 取組の方向性

情報化社会の発展に伴い、携帯電話、スマートフォン、パソコンなどの情報機器をはじめ、情報の伝達や入手の方法は多様化してきました。しかし、障害児・者はその特性により、情報入手に困難を伴う場合があります。また、行政情報の提供にあたり、情報が遅滞なく確実に伝わる必要があります。

そこで、関係機関、民間事業者等による情報発信のルール化及びガイドライン等の作成等を通じ、障害特性に対応した情報の発信や、障害児・者が生活に必要な情報を取得するための支援を行います。

取組状況

文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が意思を伝えやすくするツールとしてのコミュニケーションボードについて、災害版の活用・普及に関わる展開を検討しています。

また、合理的配慮を踏まえた情報発信のルール化については、横浜市障害者差別解消検討部会での議論を踏まえながら、今後の展開を検討していきます。

障害のあるなしにかかわらず、必要な情報が提供されることは大切です。市の取り組みを検討していく中で、本市からの情報発信についても検討を行い、具体化します。

● 1-4 災害対策 取組の方向性

現在の避難所（地域防災拠点）へはバリアがあって行くことができない、避難所で障害者が過ごしていけるか不安が多いなど、障害者の被災時の支援体制について、対応が必要です。

そこで、災害発生時における、障害特性に応じた情報提供や避難所における要援護者の

ためのスペースの確保等、必要な配慮が行われるよう引き続き環境整備を進めていきます。また、地域での防災訓練に障害者がともに参加できるような、自助・共助への支援等も含め検討します。

取組状況

災害時の自助・共助・公助の浸透として、本市も所属しているセイフティーネットプロジェクト横浜において、地域防災拠点訓練へ障害特性の理解や障害者へのボランティア支援の理解を図るため、キャラバン隊として障害のある当事者や家族が参加する仕組みを検討しています。

また、障害に応じた応急備蓄物資については、実現可能な手法を検討しています。

さらに、災害時要援護者支援事業では、要援護者支援の取組を実施している地区を増やしていきます。

●テーマ2の趣旨

テーマ2の「住む、そして暮らす」では、どんな障害があっても、できる限り、自ら「住まいの場」を選択し、住みなれた地域で安心して暮らし・生活し続けることができるまち、ヨコハマを目指します。

このテーマの中では、住まいと暮らしを掲げています。

●2-1 住まい 取組の方向性

住まいは、生活の基本であり、障害状況や高齢化などに左右されずに、誰もが可能な限り住み慣れた場所で住み続けられるようになっていくことが望まれます。一方で、やむを得ず今の住まいで住み続けることが困難になる場合も想定されるため、そのような場合でも、障害状況やその時々の障害者の状態に合ったところで生活できるような仕組みが必要です。

そこで障害者の希望や状況に適した場所に住むことができるなど、さまざまなニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めます。

取組状況

障害状況に合わせた住まいの充実をめざし、障害特性を踏まえた住まいのあり方を検討するため、知的障害者及び精神障害者の住まい検討部会を設置しました。現在、知的障害の住まい検討部会は5回開催し、9月に検討部会の中間報告書を取りまとめました。また、精神障害の住まい検討部会は全2回を開催し部会の報告書を取りまとめ、上部組織である精神保健福祉審議会へ報告しています。

今後、これらの検討部会の結果等を踏まえて、障害福祉施策の展開に生かしていきます。

また、一部居室で視覚障害者を受け入れる民設民営の養護老人ホームについて、平成28年2月開所に向けて調整を進めています。

さらに、障害者支援施設の再整備として、恵和青年寮及び借恵の再整備の建築工事を行います。

●2-2 暮らし 取組の方向性

障害児・者やその家族向けに実施したアンケートから、今後の希望する生活について、基本的に「現在の生活を変えたくない」と考えている方が多いという結果がでています。このことから、住み慣れた住まいで、引き続き、生活していける支援が必要です。

そこで、自ら選択した住まいで、安心して暮らしていけるような施策を推進するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ります。

取組状況

地域での生活を支える仕組みの充実をめざし、障害者地域活動ホームについては、地域における役割や位置づけを明確にするため、他の社会資源を含めて検討を進めています。

また、生活支援センターで、相談機能に重点を置いたモデル事業を現在3か所で開始しています。

次に、本人の生活力を引き出す支援の充実をめざし、自立生活アシスタント事業を精神障害者の事業所として戸塚区で開始し、全市内38か所で支援を進めています。また、研修実施や事業所訪問等を通じて、事業の質の維持向上にも取組ます。

後見的支援制度は、今年度新たに港南区、青葉区の2区を選定し、港南区では社会福祉法人そよかぜの丘、青葉区では社会福祉法人試行会が担うこととし、平成28年3月の開所に向けて調整を進めていきます。なお、今年度で全16区での展開となり、来年度での全区

展開を目指します。

今申し上げた横浜市障害者後見的支援制度などは、第2期から「将来にわたるあんしん施策」の中心的な事業として取り組まれています。プランの基本目標を実現するために必要な視点としても「将来にわたるあんしん施策の継承」を掲げていますので、今後も、「将来にわたるあんしん施策」をしっかりと継承しながら、目標の達成に向けて着実に進めていきます。

●テーマ3の趣旨

テーマ3「毎日を安心して健やかに過ごす」では、障害のあるなしにかかわらず、お互いを尊重し、誰もが、毎日を安心して過ごし、地域の中で健やかに育ち、ともに生きていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

このテーマの中では、健康・医療、バリアフリー、権利擁護を掲げています。

●3-1健康・医療 取組の方向性

核家族化や介護者の高齢化だけでなく、今後、障害者自身の高齢化・重度化もさらに進むと予測される中で、障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防及び合併症や重症化予防は、地域の中で暮らし続けていく上で非常に重要です。

そこで、障害特性を理解した対応ができる医療機関・医療従事者を育成するだけでなく、ネットワーク化による医療機能の充実によって、いざという時にも速やかに対応できる医療環境の整備や、一市民として当たり前健康サポートを受けられる仕組みなど、保健・医療の充実を図ります。

取組状況

病院等に勤務する医療従事者の障害特性の理解や支援に必要な知識・技術の向上を目的とした、重症心身障害児看護研修会や医療安全研修などを開催し、障害の理解啓発を進めています。また、知的専門外来を2病院で引き続き実施し、障害のある方が安心して受診できる環境の整備を進めています。

さらに、障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援として、[★]法人型地域活動ホーム等に従事する看護師等への巡回相談の実施や、精神疾患の急激な発症や病状の悪化等にも速やかに対応できる環境を整備するため、精神科救急医療対策事業の拡充にも取り組んでいます。

また、意思疎通が十分に図れない障害児者を対象に入院先医療機関へコミュニケーション支援員を派遣する重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業については、過年度実績の検証を行い、より使いやすい制度にするための検討に着手していきます。

●3-2バリアフリー 取組の方向性

取組は進み、言葉としても社会に認知されてきています。しかし、障害者の社会参加や活動も広がってきたなかでは、引き続き、福祉・交通・建築等の関係機関が、さらなる連携を図りながら障害に配慮したバリアフリーの推進が必要です。

そこで、ハード面のバリアフリー化の取組を引き続き推進していきます。また、市民一人ひとりの障害に対する理解が少しずつ広がるよう、ソフト面に対する取組も併せて行っていく予定です。

取組状況

公共交通機関のバリアフリー化として、民営バス事業にノンステップバスの導入に係る経費の補助を行い、導入率の向上を図ります。また、車椅子を利用する児童生徒が学びやすい環境を整備するために、学校と協議のうえエレベーターの整備を行うなど、バリアフリー化を推進しています。

なお、7月時点で小中学校489校中146校にエレベーターの設置が完了しています。

さらに、駅を中心とした地区などを対象にバリアフリー法に基づくバリアフリー基本構想の策定を、今年度は青葉区の市が尾周辺地区で進めます。

●3-3権利擁護 取組の方向性

障害者権利条約を批准し、また、国内の法律の整備が進められてきた中、障害者の権利擁護について、横浜市としても積極的に取り組み、一人ひとりの人権が十分に尊重される仕組みを構築することが必要です。

そこで全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊

重し合いながら共生する社会をこの横浜で実現することができるよう、障害者差別解消法等の趣旨を基本としながら、一つひとつの取組を着実に進めるとともに、権利擁護に関する啓発活動を通して市民への浸透を図ります。

取組状況

障害者虐待防止の取組を浸透させるために、障害福祉サービス事業者等への啓発として、障害者虐待に関する研修を実施します。

障害者差別解消法の施行に向けては、障害のある委員を含めた横浜市障害者差別解消検討部会において、市が行うべき取組等の検討を進めてきましたので、その検討結果を踏まえて市の取組指針を策定していきます。また、市職員が障害者差別の解消に適切に対応していくための職員対応要領の策定などについても今後進めていきます。

さらに、成年後見制度の利用促進として、横浜生活あんしんセンターが行う地域における権利擁護を市民参画で進める市民後見人養成・活動支援事業の実施や、研修や事例などをとおして弁護士等関係団体と障害者の成年後見制度の利用促進に向けた検討を進めていきます。

●テーマ4の趣旨

テーマ4の「いきる力を学び・育む」では、乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちとかがかり、語りあい、学びあい、生きる力を身につけていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

このテーマの中では、療育、教育、人材の確保・育成を掲げています。

●4-1療育 取組の方向性

必要な人が必要なときに療育を受けられるためには、地域療育センターの機能の充実が必要です。

そこで、障害児とその家族が、地域の中で安心して安定した生活を送り、自らの力で自らの生活を切り開いていくことができるよう、今後も継続して療育センターの機能強化や、さまざまな福祉サービスの充実を図ります。また、引き続き、学齢期の障害児に対する個別支援や集団活動支援を推進します。

取組状況

早期療育体制の充実に向けて、療育体制の核である地域療育センターにおける初診までの待機期間を、現状の3.5か月から3.3か月へ短縮するために取り組みを進めます。また、待機期間だけではなく、療育センターの相談支援体制を充実します。

さらに障害児の保護者等が自主的に組織し、地域で機能回復訓練や保育を行う地域訓練会への運営費助成を引き続き実施するなど、早期療育体制の充実を目指します。

次に、学齢障害児への支援として、放課後等デイサービス事業の事業者を対象とした研修やネットワーク事業のモデル事業を実施し、支援の質の向上に取り組んでいきます。

また、医師、ソーシャルワーカー等のスタッフを配置し、学齢後期で主として発達障害のある児童への支援を行う施設を、現状の3か所から拡充することを目指し、事業周知等を進めていきます。

●4-2教育 取組の方向性

小中学校在籍者数が減少している中で、発達障害など特別な支援が必要な子どもたちの増加や、障害の重度化・多様化している状況を踏まえ、福祉・療育と教育の連携強化による、子ども一人ひとりの障害の状態や特性に対応した支援の充実が必要です。

そこで、支援の必要な子ども一人ひとりのニーズに対応するため、地域療育センター等による学校支援や保育所・幼稚園・小学校の連携による切れ目のない一貫した支援、教員の専門性の向上と指導・支援体制の充実、特別支援学校の再編整備による教育環境や教育活動の充実、福祉と連携した就労支援の充実を進めます。

取組状況

療育と教育の切れ目のない支援をめざし、地域療育センターや特別支援学校、通級指導教室等の担当者が専門性を活用して行う横浜型センター的機能の充実に向け、全市で学校支援担当者連絡会を開催しています。

また、特別支援教育における幼稚園、保育園、小学校の連携のために、計4校を研究協力校に指定し、連携のあり方を考えて行きます。

次に、教育環境・教育活動の充実に向けて、肢体不自由の特別支援学校（5校）に看護師を配置します。また、医療的ケアに関する懇談会の開催、タブレットの導入に向けた調

整などにも取り組んでいます。

また、就労指導員の高等特別支援学校への配置や進路担当者連絡会の開催の検討など、就労への支援も進めています。

さらに特別支援教育を担うリーダーとなる職員を養成するため、平成30年までに50名の教員を各機関へ派遣します。

● 4-3 人材の確保・育成 取組の方向性

施設やサービスなどの社会資源の整備を進めていますが、それらを運営している法人は、現場で働く人材の確保に苦慮しているという現状があります。また、人材を確保できたとしても、定着や育成も難しいという声があります。そのため、市としても各施策における人材確保・育成を推進することが必要です。

そこで、障害福祉現場で働く人材の確保や育成について、民間事業者と協働した取り組みを継続して行います。また、人材確保に向けた仕組み等の構築を目指すなど、効率的な手法を検討します。

取組状況

障害福祉職場で働く人材の確保に向け、民間事業者と協働して、学生等に対して直接障害福祉の魅力伝える手法を検討していきます。その一環として、11月28日には民間事業者とともに「障がい福祉のしごとフェア」を開催し、市内の事業所がブースを出展する予定です。

また、発達障害の相談に係る研修やガイドヘルパーのスキルアップ研修など支援者の知識・技術の向上を図っています。

さらに、就労分野では、就労支援センターのあり方検討実施の中で、就労支援機関職員の人材育成についても検討を進めています。

次に、当事者による支援体制の充実のために、社会参加推進センターによる団体活動支援機能の充実として、障害者の自立や社会参加を促進するための当事者による10以上の取組を進めます。

● テーマ5の趣旨

テーマ5の「働く・活動する・余暇を楽しむ」では、一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出したり、趣味・スポーツを楽しんだり、いろいろな余暇が充実したまち、ヨコハマを目指します。

このテーマの中では、就労、福祉的就労、日中活動、移動支援、スポーツ・文化・レクリエーションを掲げています。

● 5-1 就労 取組の方向性

平成25年4月には、「障害者雇用促進法」で義務づけている企業等に対する法定雇用率が引き上げられるなど、障害者の就労を取り巻く環境は着実に変化しています。

今後も平成27年4月の「雇用納付金制度」の対象企業拡大や、平成30年の「精神障害者雇用義務化」など、制度改革・法改正等を背景に、障害者が働くことへの社会的関心はますます高まることが想定されます。

そこで、障害者プランにおいて、障害者就労支援センター等を中心に、就労支援の促進と、その後の定着支援に取り組むこととしています。また、安定した就労を支えるための生活支援など、各地域の関係機関との連携に取り組んでいきます。多様化する就労支援ニーズに対応できるよう、支援者のスキルアップ・人材育成や、企業等に対する障害者雇用の促進に係る啓発活動等も進めてまいります。

取組状況

就労支援センターにおける、よりきめ細やかな支援機能の構築を目指し、就労支援センターの相談支援機能や、求職・定着支援の進め方、支援体制のあり方等に係る検討を進めています。

また、障害者雇用を検討する企業等を対象とした「企業向けセミナー」を、川崎市と共催で9月に開催し、131の企業・団体に参加いただきました。また、WEBページ等を活用して障害者雇用で優れた取り組みを行う企業の紹介などを実施し、雇用啓発や障害理解の促進に取り組んでいます。

● 5-2 福祉的就労 取組の方向性

企業等での就労が困難な方などは、地域の障害者施設等に通われている場合があります

す。その方達の「福祉的就労」に係る収入（工賃）を向上させることは、障害のある方の自立を支えるうえで重要な施策の一つです。

そこで、「障害者優先調達推進法」に基づき、行政機関等障害者施設等からの優先的な調達に努めます。そして、引き続き、企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組んでまいります。

また、施設情報の集約や受注体制の構築など、福祉的就労を充実させていくための仕組みづくりも推進してまいります。

取組状況

平成27年度の調達方針を平成27年4月に策定し、優先調達に係る対応を庁内に周知しました。

また、庁内における優れた発注事例を「は～とオーダー通信」として庁内LANに掲載するなどし、庁内からの発注を促進しています。

ちなみに、平成26年度の横浜市の優先調達実績は、1億3千851万1千263円でした。平成25年度実績の1億2千263万6千261円から約13%増となっていますが、引き続き、優先調達の拡大に努めてまいります。

●5-3 日中活動 取組の方向性

日々の生活を充実したものにするうえで、障害者本人の希望やその人の状態にあった日中活動場所が求められています。

そのため、日中活動場所の拡充を掲げ、障害者の希望やその人の状態に合った活動場所を設置できるように推進していきます。

取組状況

日中活動場所として、生活介護事業所等の設置を進めるとともに、各施設の役割を明確化するための検討を進めます。

●5-4 移動支援 取組の方向性

移動支援施策の体系を再構築したこと等により、障害児・者の移動を支える制度は拡充してきましたが、それらの制度をさらに有効に利用できるような取組が必要です。

そこで、本人の希望に沿った移動支援に関する情報を、整理して提供する体制を充実させていきます。そして、引き続き、ガイドヘルパー等の担い手の確保に取り組み、制度を円滑に利用できるようにします。

また、通所等の社会参加を一層効果的に進める送迎の仕組みも検討します。

取組状況

移動支援に係る情報拠点である移動情報センターの窓口を、新たに青葉区・泉区・栄区の3区で開設するため、調整を進めています。平成28年1月からの開設を予定しています。

また、効率的な車両利用の仕組みとして、カーシェアリング（乗合送迎）を検討し、その結果を踏まえてモデル走行の実施を予定しています。

●5-5 文化・スポーツ・レクリエーション 取組の方向性

スポーツ・文化をはじめとするさまざまな余暇活動を楽しむ場や機会が少なく、それらの情報が入手しづらいといった課題があります。

そこで、スポーツ・文化活動を行う場所や発表の機会などの充実を進めつつ、活動団体の取組の情報を発信することなどにより、多くの方が参加しやすい環境を整備していきます。また、より多くの方々と接点を持つことが、社会参加のきっかけや就労意欲の向上にもつながるため、さまざまな余暇活動の場の充実を進めてまいります。

取組状況

ヨコハマ・パラトリエンナーレの開催準備として、障害者の芸術活動の啓発活動及びワークショップを12月に開催します。

また、横浜ラポールでの芸術市場や国の芸術活動支援モデル事業を活用し、文化活動がしやすい環境の整備も進めています。

スポーツ活動の推進においても、スポーツの競技団体が横浜ラポールを強化拠点として使用できるよう支援しているなど、障害者スポーツに係る環境整備も進めています。

以上で、各テーマの方向性と主な取組について、簡単ではありますが、ご説明いたしました。

横浜市障害者プラン説明議事録plan-gijiroku-txrt

最後に、第3期横浜市障害者プランは、基本目標として「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を掲げています。障害者プランに掲げる各テーマを連携・推進することが、障害児・者の生活を豊かにするという認識のもと、各施策を着実に進めていきたいと思えます。ご清聴ありがとうございました。

とりくみ そうだん し えん
取組1-2 相談支援

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

しょうがいしゃ かぞく ちいき じりつ せいかつ おく しゃがい じつげん む
障害者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、ど
こに相談しても適切に課題解決が行えるよう、体制整備を進めてきました。しかし、障害
児・者が困ったときに相談する場所として、区役所しか知らない、どこに相談したら良いか
分からないとの声もあり、他の相談機関の認知が進んだといえる状況にはありません。

ひ つづ くやくしよあよ しゃがいふくしほうじんがたち かつ ほー むとう そうだんしえんじぎょう いちじそだん
そのため、引き続き区役所及び社会福祉法人型地活ホーム等による相談支援事業（一次相談
支援機関）の周知を進め、相談支援を必要とする人たちへ分かりやすい情報提供を行います。

また、その中の相談支援の過程においては「本人が自ら解決する力を高めていくための
支援」や「家族支援」の視点が、支援者に求められています。

さらに、ライフステージによって支援の中心が異なるため、一貫した支援を行うためには
教育機関等、他の分野との連携も不可欠です。

そこで、どこに相談してもライフステージに応じた各相談支援機関等が連携して対応する
取組を強化するとともに、本市がこれまで構築してきた相談支援システムを整理します。そして、
障害福祉サービスを活用する障害児・者が、主体性を高めながら希望する暮らしを実現でき
るよう、計画相談支援を推進します。

さらに、障害児・者支援における地域課題の検討や、全区で実施している区自立支援協
議会の機能強化と活性化を図り、地域性を踏まえた支援体制やネットワークづくりを
進めます。

し さく
施策

そうだんしえんたいせい さいこうちく じゅうじつ
相談支援体制の再構築と充実

▶ 相談支援機関の役割の明確化と充実

かくそうだんしえん きかん やくわり いちづ めいかくか しょうがいじ しゃ らいふすてーじ
…各相談支援機関の役割と位置付けを明確化し、障害児・者のライフステージに
おう そうだんしえんたいせい じゅうじつ ほか
応じた相談支援体制の充実を図ります。

また、横浜市地域ケアプラザ（以下「地域ケアプラザ」といいます。）等の既存の
そうだんまどぐち れんけい そうだんしえんたいせい じゅうじつ すず
相談窓口と連携をとりながら、相談支援体制の充実を進めます。

ひつよう ひと てきせつ けいかくそうだんしえん じっし そうだんしえんせんもんいんとう しつ
さらに、必要な人に適切な計画相談支援を実施できるよう、相談支援専門員等の質
こうじょう かくく くじりつしえんきょうぎかい かつどう とお そうだんしえんじぎょう しゅうち すず
の向上と、各区の区自立支援協議会の活動を通した相談支援事業の周知を進めます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
そうだんしえんじぎょう しゅうち 相談支援事業の周知 およ ぶきゅう けいはつ 及び普及・啓発	しょうがいしゃ かぞく みちか きかん 障害者やその家族が身近な機関 あんしん そうだん に安心して相談することができる みちか そうだんしゃ たいしゅう よう、身近な相談者を対象として、 そうだんしえんじぎょう しゅうち けいはつ おこな 相談支援事業の周知、啓発を行い ます。	すいしん 推進	すいしん 推進
そうだんしえんじゅうじしゃ 相談支援従事者の じんざいいくせい 人材育成	よこはまし じりつしえんきょうぎかい い か し 横浜市自立支援協議会（以下「市 じりつしえんきょうぎかい 自立支援協議会」といいます。） さくせい よこはまし そうだんし えんじゅうじ で作成した「横浜市相談支援従事 しゃじんざいいくせいび じょん もと 者人材育成ビジョン」に基づき、 じんざいいくせい すす 人材育成を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
とうじしゃ そうだん 当事者による相談の じゅうじつ 充実	しゃかいさんかすいしんせん たー せつち 社会参加推進センターに設置する び あ そうだんせん たー とうじしゃ そうだん ピア相談センターでの当事者相談 けんしゅう とうじしゃ そうだんしえん を検証し、当事者による相談支援 すいしん を推進します。	じつせき けんしゅう 実績の検証	く しゃかいふく 18 区の社会福 しほうじんがたちかつ 祉法人型地活 ほーむ ホームにおいて はけんそうだん かつよう 派遣相談の活用
きそん そうだんまどぐち 既存の相談窓口 ちいきけあぶらざとう (地域ケアプラザ等) れんけい による連携	ひごろ かか なか なにげ かい 日頃の関わりの中で、何気ない会 わ ふく そうだん みちか 話に含まれている相談を身近な そうだんしゃ ひつよう おう 相談者としてとらえ、必要に応じて、 いちじおよ にじ そうだんしえんきかん 一次及び二次相談支援機関につな げます。	すいしん 推進	すいしん 推進

福 *1【見込み】

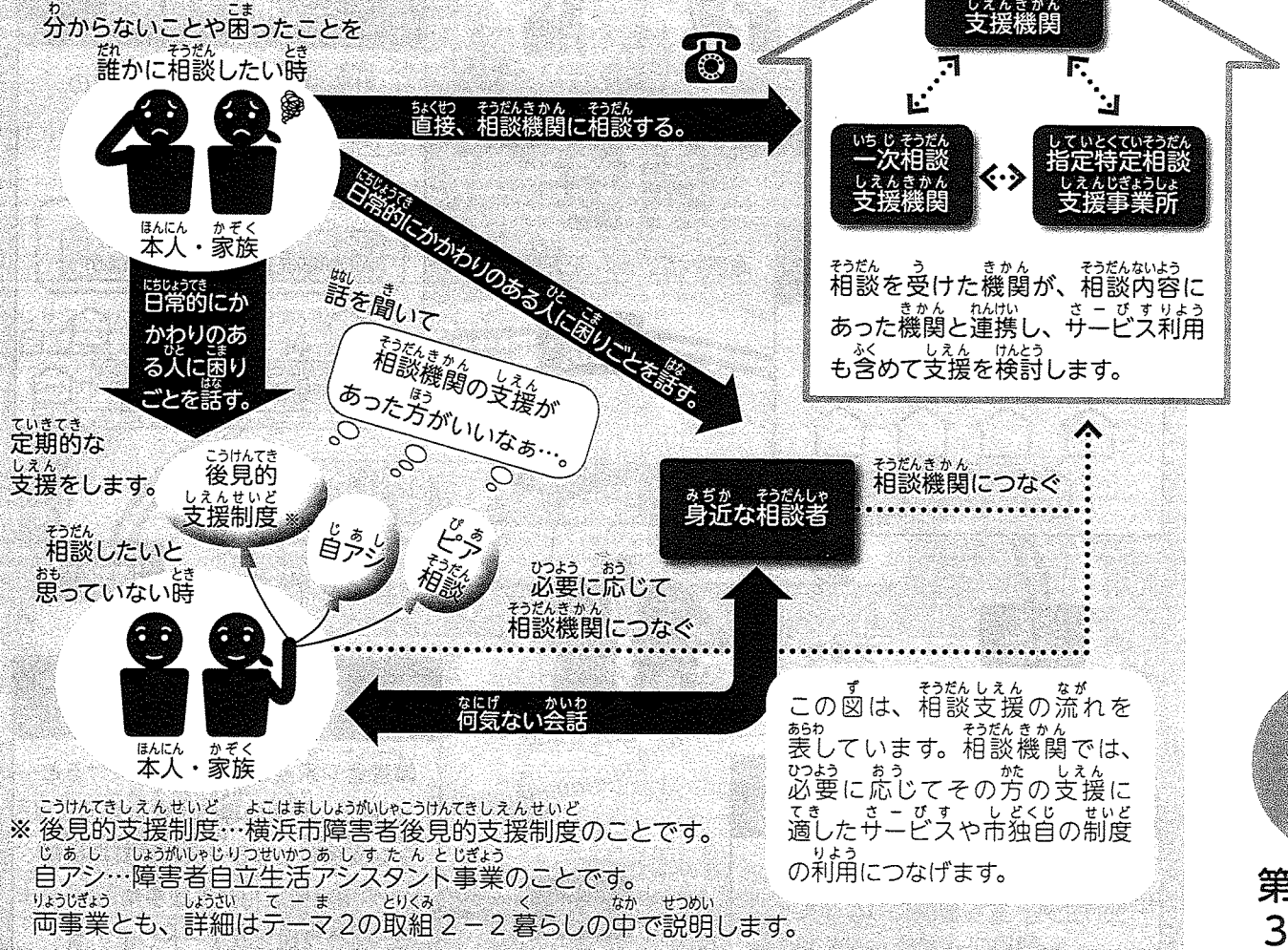
	へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 30 年度～平成 32 年度
けいかくそうだん 計画相談 しえんりようしゃすう 支援利用者数 ねんかん (年間)	21,500 人	23,000 人	24,500 人	へいせい ねんど じょうきょうとう 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。

※ 計画相談支援利用者数には、サービス等利用計画案を指定特定相談支援事業所が作成する方とご自身
等が作成する方の合計数を記載しています。

*1…福は、「障害福祉計画」で定めるサービス等の数値目標を指します。(以下、同様とします)

なお、障害福祉計画には、障害福祉サービスの見込み量と、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な
形態により事業を進める地域生活支援事業の見込み量が含まれています。

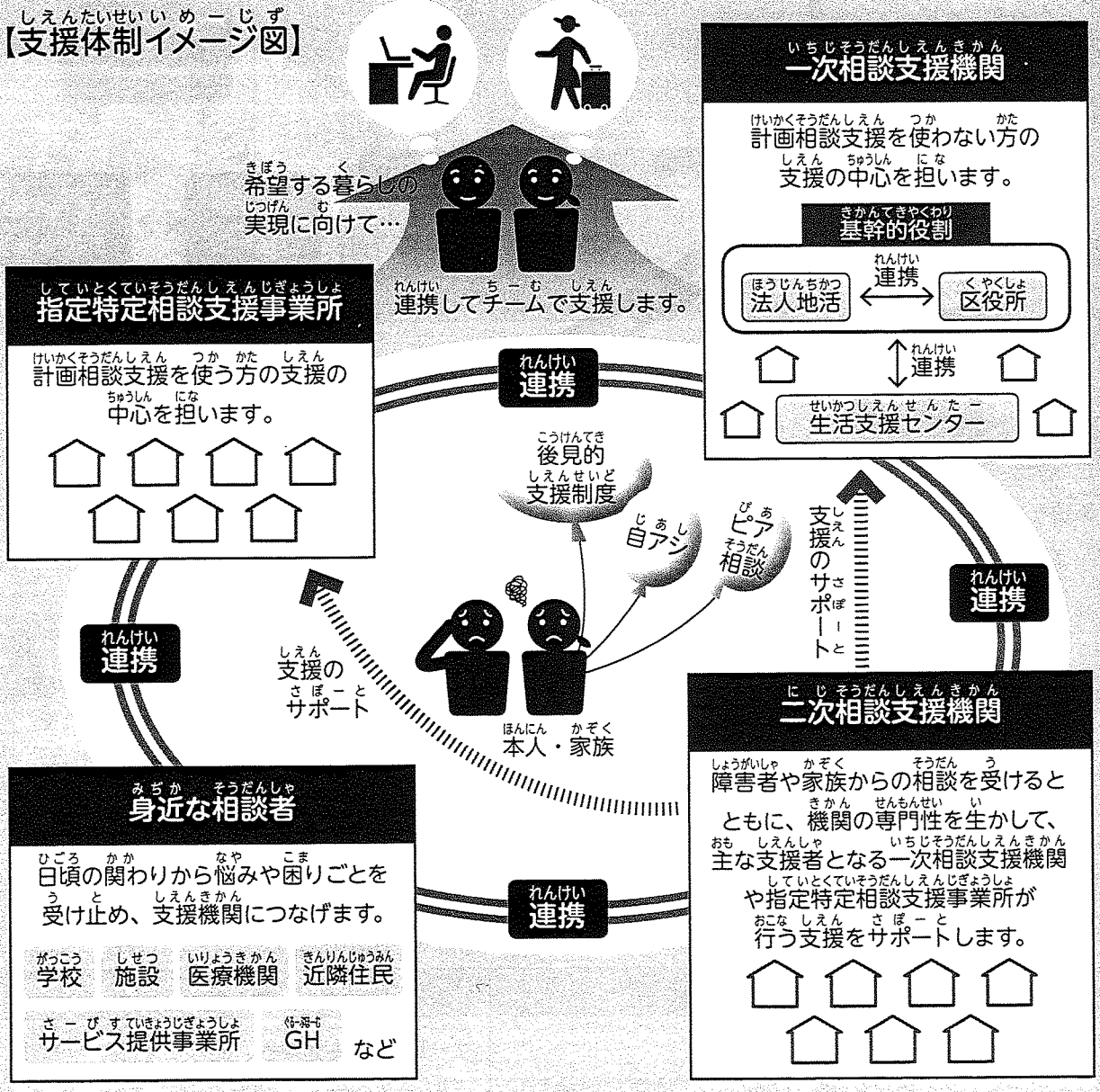
【相談体制イメージ図】



※ 後見的支援制度…横浜市障害者後見的支援制度のことです。
 自アシ…障害者自立生活アシスタント事業のことです。
 両事業とも、詳細はテーマ2の取組2-2暮らしの中で説明します。

分類	役割	機関
身近な相談者	日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談に気づき、必要に応じて適した相談支援機関につなげます。	サービス提供事業者、施設、学校、作業所、グループホーム、地域ケアプラザ、障害者支援センター、区社会福祉協議会、中途障害者地域活動センター、医療機関、ピア相談センター、近隣住民など
指定特定相談支援事業所	計画相談支援を利用する方の支援の中心を担います。	かくしていきそだんしえんじぎょうしょ 各指定特定相談支援事業所
一次相談支援機関	地域の相談支援専門機関として、どんな相談でも受け止め、支援を考えます。また、計画相談支援を利用しない方の支援の中心を担います。	はうがいしゃ ちいきかつどう ほーむ そうだん しえん たんと う せい かつ 障害者地域活動ホーム相談支援担当、生活支援センター、療育センター、区福祉保健センター、児童相談所、就労支援センターなど
二次相談支援機関	専門的・個別的な相談及び助言を行います。他の機関と異なり、専門知識を生かして一次相談支援機関等が行う支援をサポートします。	はうがいしゃ こうせいそだんじょ けんこうそだん せん 障害者更生相談所、こころの健康相談センター、総合保健医療センター、総合リハビリテーションセンター、十愛病院、横浜療育医療センター、てらん広場、花みずき、青葉メゾン、発達障害者支援センター

【支援体制イメージ図】



区自立支援協議会の目的・役割等の整理

…各区で開催している区自立支援協議会の取組内容を集約し、課題検討だけではなく、社会資源の創設、施策提案及び権利擁護等の様々な視点で、区自立支援協議会の目的や役割を整理し、機能強化を図ります。

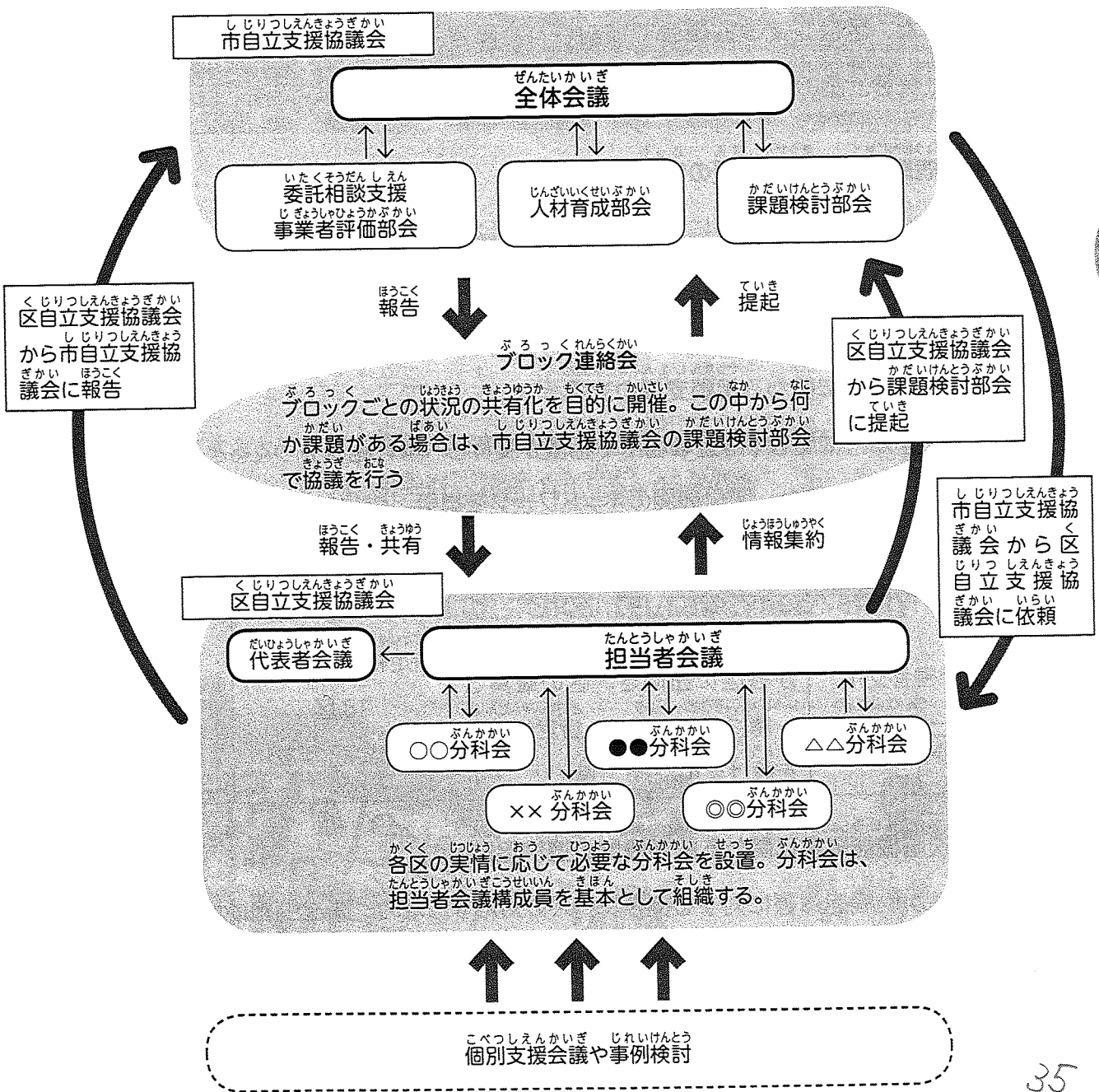
事業名	事業内容	平成 29 年度	平成 32 年度
市自立支援協議会と区自立支援協議会の連携・運動	各区で開催されている区自立支援協議会での取組や検討内容を、市自立支援協議会での施策展開にいかすため、連携・運動の仕組みを整理します。	すすん 推進	すすん 推進

第3章

事業名	事業内容	平成 29 年度	平成 32 年度
区域を超えた横断的な検討の推進	区域で解決できない課題の共有や、新たな社会資源の創設に向けた検討、市自立支援協議会への施策提案（情報提供）などを目的として、区域を超えた検討の場を設置します。	推進	推進

【自立支援協議会 体制イメージ図】

市自立支援協議会と区自立支援協議会関連図



第3章

区自立支援協議会の取組

相談部会の設置による推進

計画相談支援の推進に向けて、指定特定相談支援事業所とその他の事業所により相談部会を立ち上げ、事例検討や障害福祉サービスの学習会等を開催することで計画相談支援の理解が深まるとともに、事業所の連携にもつながりました。

地域とのつながりを推進する取組

区自立支援協議会全体会で「地域とのつながりの必要性」を再確認し、地域とのつながりに向けて地域ケアプラザや自治会等地域の方々と一緒に取り組むことの重要性を共有することにつながりました。

また、区自立支援協議会で検討された障害者の課題や必要な取組などを、地域福祉保健計画の区計画や地区別計画の取組に生かせるよう、連携を行っています。

難病患者への相談支援の実施

…医療、福祉、生活等に関する知識を得るための難病医療講演会や、生活上の工夫などについて情報交換を行うための交流会等を、引き続き実施します。

発達障害者に関わる相談支援の充実

…発達障害に関して身近な場所で相談が受けられる仕組みをつくとともに、広報周知を行います。また、関係機関のネットワークを構築・強化します。

事業名	事業内容	平成 29 年度	平成 32 年度
発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センターの職員が各区に出向き、区の職員と一緒に相談を受ける特定相談日場を設けます。	特定相談日実施区 18区 (平成 27 年度)	推進

高次脳機能障害に関わる関係機関の連携促進

…高次脳機能障害に対する支援ニーズに対応するため、高次脳機能障害支援センターと地域の関係機関との連携を促進します。

モニター活動の取り組み 「メンバーと支援者の架け橋として」

障害者支援センターで平成四年から始まっているモニター活動。今までに「モニター委員の訪問を受けた」という作業所やグループホームも、多いのではないだろうか？

モニター活動って？

モニター活動は、弁護士・社会福祉士・精神保健福祉士・当事者・家族・市民・学生等からなるモニター委員が、第三者的な立場でグループホーム等へ訪問し、人権擁護の視点で点検・見守り活動をするというもの。最初はA型グループホーム・作業所等への訪問



モニター委員の中澤陽子弁護士

から始まり、現在はグループホームの充実に向けて、B型グループホームへも対象を拡充している。

昨年（平成二十六年）は、A型グループホーム四箇所、B型グループホーム二十九箇所、日中活動の場十六箇所を実施した。またモニター委員は現在七十二名が活動中だ。

モニターは監査や指導ではなく、市民対市民の、対等な立場での見守り活動だ。そのため、その場所を皆で一緒に良くしていくという、共感の気持ちや課題の共有が活動のベースとなっている。

最初は不安だったけれど

社会福祉法人やまびこの里のグループホーム、ハウスSEAは、昨年十二月にモニター訪問を受けた。当日は、

メンバーの皆さんはそれほど緊張感なくいつもと同じように過ごした。ただ、モニター委員三名の訪問でホームの中は窮屈になってしまったそうだ。職員との渡邊さんは「初めてのモニター委員の訪問で、最初は不安だった。しかし、実際にホームの様子やメンバーとの関わりを見てもらうことも多く支援者としての自信につながった。また、第三者から客観的な意見をもらう事はあまりないので、良い機会となった」と、感想を話してくれた。

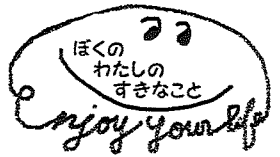
メンバーと支援者の架け橋として

一方、モニター委員としてハウスSEAへ訪問した中澤陽子弁護士は、「ハウスSEAは、アットホームで穏やかな雰囲気。一人一人の個性が尊重され、自由に暮らしていると感じました」と話す。

訪問前	(1)事前資料を訪問先の職員が記入 (2)訪問日を調整・決定
訪問当日	(3)モニター委員と同行スタッフが訪問(3~4時間程度)
訪問日の約2~3ヵ月後	(4)報告書を障害者支援センターから送付 (5)実施についてのアンケート

また、モニター活動全般に関しては、「そこを生活の場として楽しんでるか、支援者が管理的な発想になっていないか、気をつけて見守っている。ただ、モニターは、監査ではなく見守り活動。親しみやすさを心がけている。報告書は『メンバーと支援者の架け橋』という気持ちで書いている」と、配慮している事を伝えてくれた。

障害のある人たちの人権を守り、また現場の支援の振り返りの良い機会となるよう、これからもモニター活動は続いていく。



福祉作業所うゆう 平山 夏子さん

毎年三万人を超えるランナーが参加する東京マラソン。福祉作業所うゆうに通う平山夏子さんは、十キロの部に第二回大会から昨年行われた第九回大会まで八回連続で出場している。全ての大会に奔走としてサポートするお母様の留利子さんに話を伺った。中学部三年の時に学校OBが立ち上げたクラブへの参加がきっかけでマラソンを始め、夏子さんは、平成十八年に初めての大会に出場。現在は東京マラソン以外にも複数の大会にエントリー、参加をされ常に十キロを一時間数分台でゴールされている。クラブの無い週末、夏子さんからお母様に「ふふん」と声がかかるのは練習に向けた準備OKのサイン。海の公園をコースとして大会と同じ距離を走るのがいつもの練習スタイルだ。夏子さんにとって楽しく走り終えることが出来る十キロは、お母様にとってもこれからも長く続けていきたい大切な楽しい時間になっている。



完走メダルを手にとる夏子さん(右)とお母様

「後見的支援制度」登録者へのアンケート「結果」

平成二十二年十月より始まった後見的支援制度も五年目を迎え、十四区で展開している。二十七年七月末現在で、登録者は約八百名となっている。

利用いただいている本人や家族の方にアンケートを実施し、感想等を伺った。(表参照)

登録のきっかけ

当制度を知ったきっかけとしては「施設・作業所からの情報」が最も多く約三割。二年前のアンケート結果と比較すると「知人の紹介」が若干増えており、登録者の増加による口コミ等の影響が出てきたようだ。

登録した理由は前回同様に「将来が不安」という記述が最も多く、特に家族からは「親亡き後に本人に寄り添い、見まもり続けてほしい」という記載が多い。本人を支援する人や機関の広がりや期待した回答も多くみられた。

利用した感想

前回同様、本人・家族ともに「良かった」と回答している人が約八割(図参照)。そして、良かった理由を尋ねた設問では「話をきいてくれる」という回答が最も多かった。(本人の回答の約四割、家族の約三割)。

本人の記述には「自分のことをいろいろ考えてくれて嬉しい」「これからもよろしく」と、相談相手としての関係性が築かれてきたことへの意見も複数みられた。

また、家族からの良かった理由の回答では、「将来のための準備が進んだ」「情報を整理して形にできる」の合計も約三割となっており、少しずつではあるが具体的な手ごたえと

して感じてもらっている様子もうかがえた。

一方、「期待はずれ」「わからない」との回答も若干あり、その背景には、「時間をかけて安心して話ができる関係性を作りながら、先々のことを一緒に考えていく」という制度そのものの効果を実感しにくいことが理由として考えられる。

これから

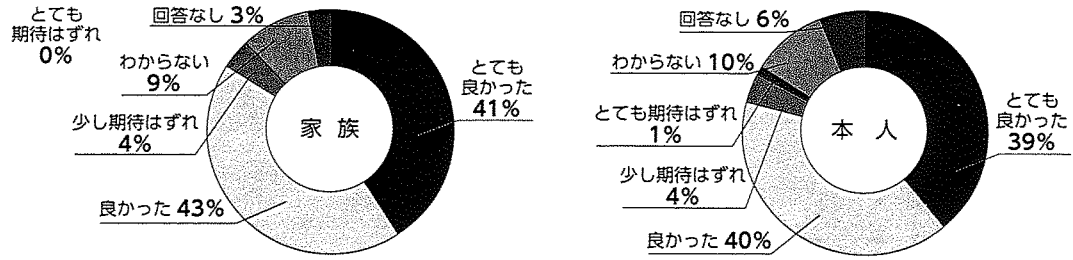
今回のアンケートにおいても、当制度に関して貴重なご意見をいただいた。

あんしんキーパーをはじめ、地域でのつな

表：アンケートの概要

実施主体	横浜市健康福祉局障害企画課 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター		
実施	26年12月～27年1月		
対象	26年11月末現在の実施区(11区)登録者(627人)とその家族		
配付	本人	426枚	68%
	家族	437枚	70%
回答	本人	270枚	43%
	家族	297枚	47%

図：「後見的支援制度に登録して良かったですか？」への回答

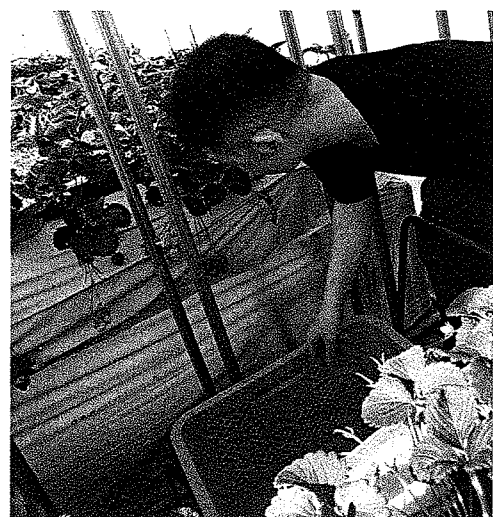


がりあいへの期待も多く、引き続き運営法人と連携し、皆さんのあんしんを支える制度として、さらなる充実に取り組みたい。

すてつぷなな (都筑区)のいちご農家との交流



「すてつぷなな」と「ながさわファーム」のお付き合いは半年ほど前から。職員の知り合いの方からのご紹介によりご縁があつて週に一回、農作業を手伝っている。「マンパワーが必要な中、とても助かっています。障害のある方がこんな作業をしてくれるとは思ってなかったです。」

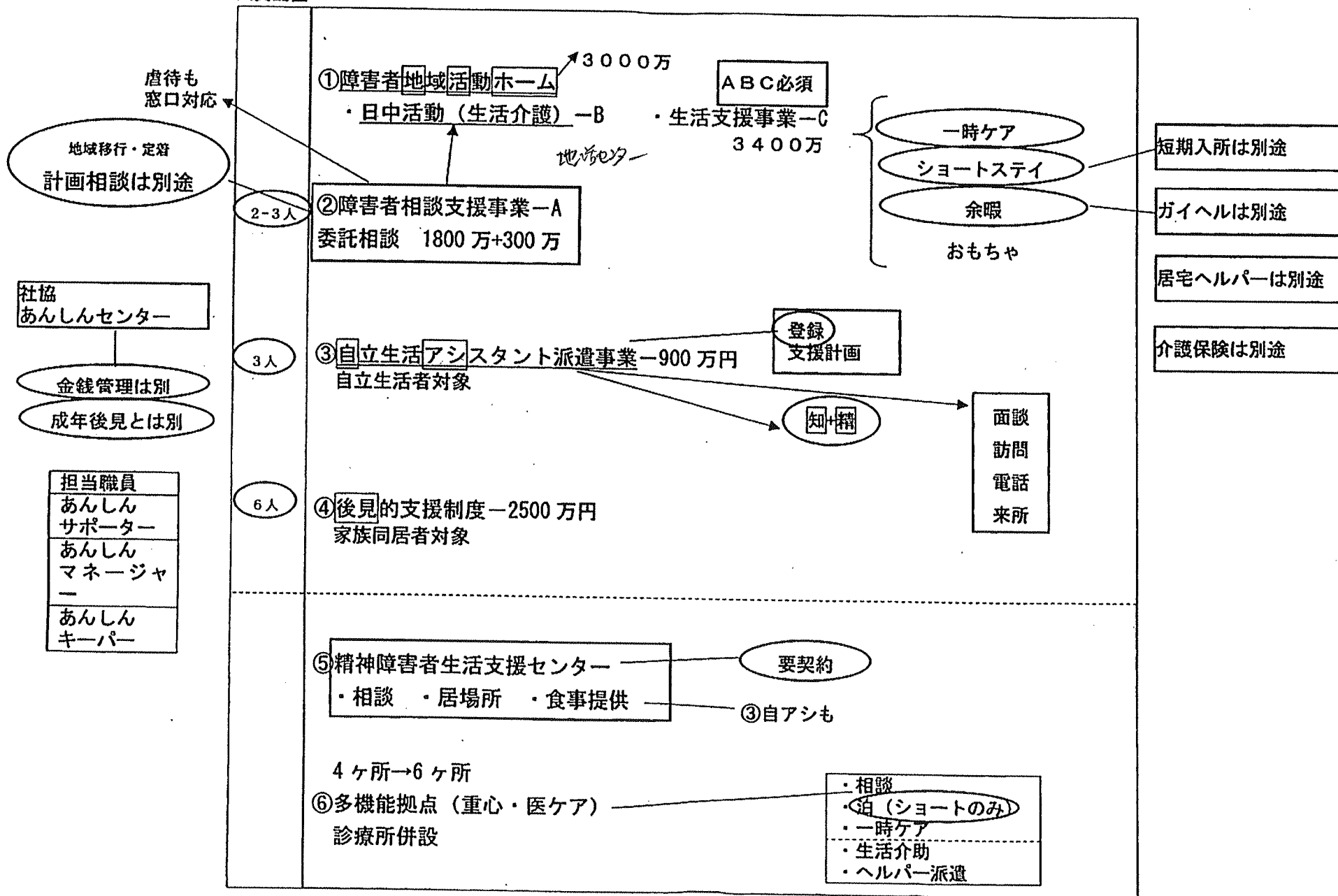


いちごの収穫作業暑い中頑張ります！

と長澤さん。いちごのシーズンを過ぎたこの時期は野菜の袋詰め作業。そしていちごの苗を乗せる台作り。ビニールハウス内の作業で汗をぬぐいながら、「楽しいです。」と笑顔で手伝うメンバーさん。野々垣統括所長は「ご近所付き合いのお手伝いのような関係。」と話される。メンバーさんの体力作りと地域との関わり。そこには当たり前のように自然なご近所付き合いがある。これからも心がじんわりと温かくなるような長いお付き合いが続くことを願う。

横浜市の施策のまとめ

人員配置



- 2 前項の規定は指定した地域以外からの利用相談を制限するものではない。
- 3 第1項の規定に関わらず、発達障害及び高次脳機能障害を担当する自立生活アシスタントについては、市内全域を対象とし、支援対象者のニーズや支援のあり方を検証する。

(実施体制)

第9条 実施施設の長は、実施施設内に利用者の相談等に対応できる場を確保するとともに、夜間・休日等の緊急時にも対応可能な連絡体制を整備する。

(自立生活アシスタントの配置)

第10条 自立生活アシスタントの配置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自立生活アシスタントの配置は複数とし、そのうち1人は、障害者の支援について相当の経験(概ね5年以上)と知識を有し、障害特性を踏まえた支援を行うことが出来る専任の常勤職員とする。
(以下「主任アシスタント」という。)
- (2) 自立生活アシスタントは地域生活の支援を専門に担当する専任職員とする。ただし、主任アシスタント以外の自立生活アシスタントについては、複数名が兼務で担当することが出来る。
- (3) 主任アシスタントは、施設の利用者(通所者及び入所者、グループホーム入居者)の直接処遇は行わない。
- (4) 自立生活アシスタントは、実施施設の他の職員と協力して事業を実施する。

(従事者の責務)

第11条 自立生活アシスタント及び実施施設の他の職員は、この職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 業務の実施にあたって自立生活アシスタントは、実施施設の名称等を明記した身分証明書等を携帯しなくてはならない。
- 3 事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、支援技術の向上を図るための研鑽に努めなければならない。

(利用者の把握)

第12条 自立生活アシスタントは区福祉保健センター等と協力して、対象地域の支援が必要な障害者の把握に努めなければならない。

- 2 障害者本人及び関係機関からの利用相談があった場合は、自立生活アシスタントの支援内容について説明しなければならない。なお、その内容は障害者の理解に配慮したものとする。

(利用者の登録等)

第13条 実施施設は、原則として支援を希望する障害者の申請に基づき、利用者の登録を行う。

- 2 利用者の登録は、利用者の実施施設の利用経験の有無にかかわらず自立生活の支援を適切かつ円滑に実施することを目的として行う。
- 3 自立生活アシスタントによる支援を希望する障害者が実施施設に提出する申請書類は、実施施設ごとに定めるが、その内容は障害者の理解に配慮したものでなければならない。
- 4 1施設あたりの登録者数は概ね25人程度とする。

(生活状況の把握)

第14条 自立生活アシスタントは、登録をした利用者のほか、必要に応じてプライバシーを損なわない範囲で関係者等から生活状況等を聴取し、現況の把握を行う。

(支援内容の決定)

第15条 支援の内容は、利用者、自立生活アシスタント、区福祉保健センター等が協議し、利用者の理解と同意を得て決定する。

- 2 自立生活アシスタントは個別支援計画書を作成し、実施施設の長の決裁を受けなければならない。
- 3 個別支援計画の内容は、本人の障害の状況、生活の状況等に応じて個別に定め、必要に応じて又は

一定期間ごとに見直しを行わなければならない。

(支援の記録)

第16条 自立生活アシスタントは、支援の予定と実績について実施施設の長の決裁を受けなければならない。

2 自立生活アシスタントは、利用者からの相談、支援の内容及びその他必要な事項について記録し、その内容について施設長の確認を得る。

(費用の負担)

第17条 自立生活アシスタントによる支援に要する経費のうち、原材料費等の実費については、利用者の負担とする。

(関係機関との連携)

第18条 実施施設は、事業の実施について、区福祉保健センター、障害者地域活動ホーム、精神障害者生活支援センター及び相談支援機関等と連携を密にし、利用者への支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(連絡会)

第19条 市長は、実施施設の支援の質の向上を図るため、連絡会を開催する。

(書類の整備等)

第20条 実施施設は、当該事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管しなければならない。

(報告と検査)

第21条 実施施設は毎月10日までに、前月分までの日計表(様式1・2)と、新規利用者の支援計画書を障害支援課へ報告しなければならない。

2 実施施設は年度終了後50日以内に市長に対し実績報告書を提出しなければならない。

(調査権)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、実施施設に対して経理または支援の状況等について調査をすることができる。

(苦情解決)

第23条 実施施設は事業に関する苦情に対応するために、次の事項を遵守し、その解決に努めなければならない。

(1) 提供した支援に関する対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の措置を講じること。

(2) 提供した支援に関する、横浜市からの文書又はその他の物件の提出、提示もしくは照会に応じるとともに、対象者からの苦情に関する横浜市等が行う調査に協力し、横浜市等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

(費用の支弁)

第24条 障害者自立生活アシスタント事業に要する費用は、予算の範囲内において横浜市が支弁する。

(再委託の禁止)

第25条 本要綱に定める事業の実施については、再委託は認めない。

(委任)

第26条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

横浜市障害者 後見的支援制度とは？

どんなことをしてくれるの？

- ・ 障害のある人を支援している人や地域住民の方などが、制度に登録した人を日々の生活の中で気にかけて定期的な訪問をしながら、日常生活を見まもります。
- ・ 障害のある人とその家族の、将来の希望や漠然とした不安などの相談をお受けします。
- ・ 生涯にわたり障害のある人によりそいながら、その人の願う地域での暮らしが実現できる方法を一緒に考えます。

- ※できないこと
- ・ 身体介助や家事援助などの直接支援 (食事作りや入浴、買い物などの手伝い)
 - ・ お金や大事な書類のお預かり
 - ・ 入院時の身元保証と手術などの医療同意 など…

利用できる人は？

- ・ 日常の見まもりを希望する障害のある人 (とその家族)
- ・ 将来の生活について相談したい障害のある人 (とその家族)
- ・ 実施区に住んでいる18歳以上の障害のある人が登録対象です。

費用はかかるの？

この制度の利用には、費用はかかりません。

主な役割

あんしんキーパー

本人は何が困ったことがあった時に「後見的支援室」に連絡する手伝いをします。



あんしんサポーター

日中活動の場、暮らしの場などを定期的に訪問します。



あんしんマネジャー

これまでの本人の暮らしや将来の希望と目標を聞き取り、本人の見まもり体制をつくります。また定期的な訪問をしながら後見的支援計画がうまく進んでいるか本人と一緒に見直しをします。



担当職員

あんしんキーパーやあんしんサポーター、あんしんマネジャーがそれぞれ担当する役割を担います。



後見的支援制度

横浜 60%
あんしんキーパー 8人



訪問

開拓・連携

地域

見まもり

あんしんキーパー

日中活動の場

地域の協力者

グループホーム

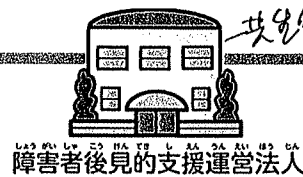
相談機関

地域活動ホーム

区役所 など

登録

後見的支援室



障害者後見的支援運営法人

担当職員



あんしんサポーター



あんしんマネジャー



横浜市障害者後見的支援推進法人

成年後見制度

金融管理は別
金融管理は
視察
福祉の業界

横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱

制定 平成 22 年 3 月 1 日健障支第 3649 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 本要綱は、障害者が地域で自立した生活を送ることができる社会を実現するために身近な地域での日常生活上の相談・助言、情報提供、コミュニケーション支援を総合的に行う横浜市障害者自立生活アシスタント事業（以下「自立生活アシスタント事業」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 自立生活アシスタント事業は、地域支援職員（以下「自立生活アシスタント」という。）が、施設の専門性を活かし、利用者の障害特性を踏まえた社会適応力・生活力を高めるための支援を行うことにより、地域で生活する障害者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱において障害者とは、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害を有するために日常生活又は社会生活に支援が必要な者、その他市長がこれに準ずると認めた者をいう。

（対象者）

第 4 条 自立生活アシスタント事業の対象者（以下「利用者」という。）は市内に居住し、次のいずれかに該当する障害者とする。

ア 単身者

イ 同居家族の障害、高齢化、長期にわたる病気等で日常生活又は社会生活上の支援を受けられない者

ウ 家族と同居またはグループホーム・ケアホームに入居しているが、自立生活アシスタントの支援を利用しながら単身生活等への移行を希望する者

（実施主体）

第 5 条 実施主体は横浜市とし、事業の一部を別表に掲げる施設（以下「実施施設」という。）に委託し、実施する。

2 各区の福祉保健センター、児童相談所及び更生相談所、横浜市こころの健康相談センターは、自立生活アシスタント事業に協力・連携しなければならない。

（支援の内容）

第 6 条 自立生活アシスタントは、次に掲げるもののほか利用者の自立生活に必要な支援を行い、利用者の直接処遇は行わない。ただし支援の初期の段階で利用者との関係づくりが必要な状況においてはこの限りではない。

(1) 訪問による生活支援

ア 衣食住に関する支援

イ 健康管理に関する支援

ウ 消費生活に関する支援

エ 余暇活動に関する支援

(2) コミュニケーション支援

ア 対人関係の調整

イ 職場・通所先との連絡調整

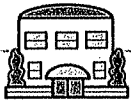
（支援を行う障害種別）

第 7 条 実施施設は、あらかじめ支援を行う障害種別（知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害）を指定した上で支援を行う。

（支援の対象地域）

第 8 条 支援の対象地域は実施施設の所在区を原則とし、市長があらかじめ指定した地域（区）とする。

役割



障害者後見的支援運営法人

- 横浜市障害者後見的支援制度の受付・利用登録を行います。
- あんしんマネジャーと一緒に、一人ひとりの障害のある人とその家族の悩むごと、これからの安心につながる地域生活や見まもり体制を考えます。
- あんしんサポーターの雇用・研修を行います。
- あんしんキーパーの募集・登録を行います。
- 障害のある人の希望に応じて、日中活動の場、暮らしの場などへ訪問します。
- 横浜市障害者後見的支援制度の推進・普及啓発を行います。
- 成年後見制度についての案内をします。



横浜市障害者後見的支援推進法人

- 横浜市障害者後見的支援制度の推進・調整・普及啓発などを行います。
- あんしんマネジャーを雇用し、それぞれの運営法人に配置します。

利用の流れ

知りたい・聞きたい

将来のことを一緒に考えてほしい

私たちがいなくなったらどうしよう...



連絡しよう(お住まいの区の後見的支援室へ)

こんにちは!



住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らそう

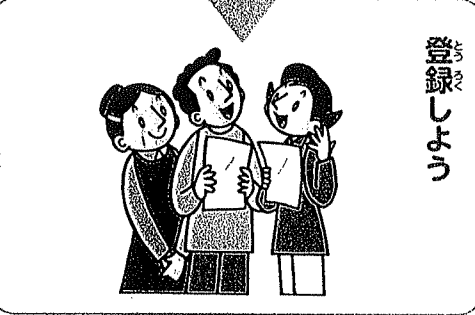


ずっとこの街で暮らしたい!

将来の希望や不安な気持ちを話してみよう



自分の夢や希望をかなえるために、みんなが協力してくれる。



登録しよう

まずは、お住まいの区の後見的支援室、または推進法人にご相談ください。

※後見的支援室の連絡先は別紙をご覧ください。

横浜市障害者後見的支援推進法人 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階 TEL: 045-681-1277 FAX: 045-680-1550 (平成25年3月発行)

よこはまししょうがいしゃ
横浜市障害者

こうけんてきしえんせいど
後見的支援制度

住みなれた地域で、安心して暮らすことを願う
障害のある人とその家族の思いを支援するために、
後見的支援制度が平成22年度から
スタートしました。



障害のある人が地域で安心して暮らすために

（様式②-1） 平成 26 年度 事業 計画 書 （局・統括本部）

[健康福祉局 障害支援課]

事業名
7款 2項 1目 社会福祉法人型障害者地域活動 ホーム運営事業

特記事項
新規・拡充

34億円

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
26年度	3,436,031	1,110,068	555,035	44		1,770,884
補助事業 単独事業		補助率 %				
25年度	3,161,915	977,919	472,844	44		1,711,108
増△減	274,116	132,149	82,191	0	0	59,776

(単位：千円)

歳出	22年度	23年度	24年度
予算事業費	2,234,503	2,512,166	2,718,569
市債+一般財源	1,331,268	1,537,645	1,597,775
決算事業費	2,409,458	2,615,812	2,911,108
市債+一般財源	1,644,198	1,380,775	1,412,748

歳出	27年度	28年度
予算事業費	3,426,960	3,426,960
市債+一般財源	1,800,777	1,800,777

方針に関する決裁 種別()	有() 無()
事前評価対象事業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 今後実施予定

【 事業の概要及び26年度実施内容 】

障害児・障害者の地域での在宅生活全般を支援する拠点施設として、日中活動事業を行うとともに、相談支援事業やショートステイなどの生活支援事業を行う社会福祉法人型障害者地域活動ホームに対し、事業の運営に係る経費を補助します。

【 事業積算 】

項目	26年度	25年度	差引	説明
1 日中活動	2,262,561	1,986,314	276,247	
給付費	2,256,740	1,979,261	277,479	利用回数の増
介助加算等補助金	5,821	7,053	△1,232	単価額の改正による自立支援給付費の増
利用者負担	0	0	0	
② 補助事業	1,173,470	1,175,601	△2,131	
生活支援事業	614,592	616,574	△1,982	
ショートステイ	419,490	418,484	1,006	ショートステイ事業実績の伸びによる事業費の増
一時ケア	136,656	136,656	0	
余暇活動支援	13,320	16,308	△2,988	単価012,500円（単価：前年同）
おもちゃ文庫	45,126	45,126	0	
基本運営費	535,764	535,764	0	
基本運営費別館加算	3,741	3,741	0	
地震交流費	5,400	5,400	0	
運営委員会事務費	1,800	1,800	0	単価：前年同
区自主事業費	10,800	10,800	0	
災害時応急備蓄物資	1,373	1,522	△149	新に1ホームが整備を完了したため補助額減
合計	3,436,031	3,161,915	274,116	

11億

【 事業開始年度 】
平成11年度

【 根拠法令 】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律
- 横浜市地域活動支援センター事業実施要綱
- 横浜市地域活動支援センター事業ダイサービス型実施要綱
- 障害者相談支援事業実施要綱
- 横浜市障害者地域活動ホーム事業要綱
- 横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	在宅支援係
	森 崇	卯都木 優子	川端 勇飛

(健康福祉局 -)

(様式②-1) 平成26年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 障害福祉課]

事業名
7款 2項 1目
障害者相談支援事業

特記事項
新規・拡充

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	市債	一般財源		
26年度	388,767	25,809	12,904			350,054	
補助事業							
単独事業		補助率 %					
25年度	387,931	25,671	12,835			349,425	
増△減	836	138	69	0	0	629	

繰出	22年度	23年度	24年度
予 事業費	419,474	427,663	390,513
算 市債+一般財源	364,328	372,665	351,812
決 事業費	412,487	420,764	381,466
決 市債+一般財源	374,809	374,781	350,471

繰出	27年度	28年度
予 事業費	388,767	388,767
算 市債+一般財源	350,054	350,054

方針に関する決裁 種別()	有 ()・無 ()
事前評価対象事業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 今後実施予定

【事業の概要及び26年度実施内容】

1 相談支援事業

(1) 事業の概要

障害者やその家族が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう体制を整備するとともに、相談支援体制の確立に向け、障害者に関わる様々な機関が地域自立支援協議会（地域生活支援会）等に参画し、協力・連携しながら地域の課題把握と支援体制づくりに取り組みます。

(2) 26年度実施内容

- ① 障害者地域活動ホームでは、24時間365日の相談体制で、3障害の相談を実施します。
- ② 二次相談支援機関では、専門的な相談を実施します。また、専門機関である二次相談支援機関は、地域における相談支援の中心である一次相談支援機関に対して支援を行います。

2 横浜市障害者自立支援協議会

(1) 事業の概要

- ① 横浜市内における障害児者に対する相談支援体制のシステムづくり等に関する協議をおこない、障害児者及びその家族が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。
- ② 特に検討が必要な事項は、別に検討会等を設けて検討します。

(2) 実施内容

- ・横浜市障害者自立支援協議会（年3回開催予定）
相談支援体制の充実、相談支援に従事する人材育成及び活用を図るための検討を行います。
- ・課題検討部会（年5回開催予定）
区協議会及びブロック連絡会から上げられる課題を検討する。
- ・人材育成部会（年5回開催予定）
本市における相談員向けの研修体系の検討や人材育成ビジョンの作成を行う。

【実績の推移・今後見込み】

1 ・相談支援事業委託機関数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地活	17	18	18	18	18
施設	6	6	5	5	5
計	23	24	23	23	23

・相談件数

	22年度	23年度	24年度	25年度見込	26年度見込
地活	24,522	24,107	28,879	32,000	34,000
施設	5,099	4,711	4,882	5,000	5,200
計	29,621	28,818	33,761	37,000	39,200

2 ・横浜市障害者自立支援協議会開催回数

会議名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度見込	26年度見込
横浜市障害者自立支援協議会	3回	2回	3回	3回	3回	3回
委託相談支援事業者評価会 (評価基準検討会)	5回	4回	11回	10回	3回	3回
相談支援システム検討会	—	—	9回	—	—	—
ブロック連絡会	—	—	—	—	3回	—
課題検討部会	—	—	—	—	3回	5回
研修部会（人材育成部会）	—	—	—	—	3回	5回

※ ブロック連絡会は、市協議会の中で行うのではなく、区協議会が持ち回りで事務局を担うこととする。

【事業費の内訳】

種別	名称	26年度	25年度	差引	説明
一次相談支援機関	障害者地域活動ホーム（18か所）	330,768	330,768	0	
二次相談支援機関	入所施設等（5か所）	56,107	55,807	300	医療機関の事務費増
	横浜市障害者自立支援協議会	1,892	1,356	536	開催回数の増
	合計	388,767	387,931	836	

【事業スケジュール】

・横浜市障害者自立支援協議会

- (1) 横浜市障害者自立支援協議会 年3回（7月・11月・3月） (2) その他各部会等 年5回（臨時）

【事業開始年度】

相談支援事業 平成11年度 横浜市障害者自立支援協議会 平成19年度

【根拠法令】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び地域生活支援事業実施要綱（国）
横浜市障害者相談支援事業要綱
横浜市障害者自立支援協議会運営要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	地域活動支援係
	上俣 浩	郷原 寛史	山脇 知恵

(健康福祉局一)

(様式②-1) 平成26年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 障害支援課]

事業名
7款 2項 1目 障害者自立生活アシスタント事業

特記事項
新規・拡充

(単位:千円)

区・分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	市債	一般財源	市債	一般財源
26年度	288,902	132,860	66,430				89,612
補助事業 単独事業							
25年度	261,513	120,261	60,130				81,122
増△減	27,389	12,599	6,300	0	0	0	8,490

歳出	22年度	23年度	24年度
予 事業費	242,143	221,531	251,844
算 市債+一般財源	75,113	68,723	78,140
決 事業費	240,040	221,527	251,555
算 市債+一般財源	125,277	81,178	111,640

歳出	27年度	28年度
予 事業費	298,861	308,821
算 市債+一般財源	92,699	95,787

方針に関する決裁 種別() 有()・無()
 事前評価対象事業の有無
無 有 { 実施済み 今後実施予定

【事業の概要及び26年度実施内容】

1 事業目的
 障害者支援施設、障害者地域活動ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者生活支援センター等に配置した専任の支援職員（自立生活アシスタント）が単身等で地域で生活する知的障害者および精神障害者に対して、社会適応力・生活力を高めるために、その特性を踏まえた支援を行い、地域生活の継続を実現することを目的とします。

2 事業内容

- (1) 事業開始年度 平成13年度
 (2) 実施体制 障害者支援施設、障害者地域活動ホーム等に専任職員2人以上を配置し、夜間・土日祝日にも対応
 (3) 支援の対象者 次のいずれかに該当する知的障害者および精神障害者（1施設あたり概ね25人）
 ア 単身者
 イ 同居家族の障害、高齢化、長期にわたる病気等で日常生活または社会生活上の支援を受けられない者
 ウ 家族と同居またはグループホーム・ケアホームに入居しているが、自立生活アシスタントの支援を利用しながら単身生活等への移行を希望する者

(4) 支援の内容

訪問による支援(助言等)	コミュニケーション支援
・衣食住に関する支援 ・消費生活に関する支援 ・その他地域生活継続のための支援	・健康管理に関する支援 ・対人関係の調整 ・職場・通所先との連絡調整

【実績の推移・今後見込み】

- 1 知的障害・精神障害ともに市内のどこに住んでいても自立生活アシスタントの支援が受けられるような体制を整備
 【知的障害への支援を実施】 18区整備完了
 【精神障害への支援を実施】 新規実施区 都筑区・瀬谷区 (未実施区: 西、戸塚)
 【発達障害者および高次脳機能障害者への支援を実施(継続)】 発達障害者支援センター、すてっぷなな ⇒市内全域対応

箇所数	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	20施設(16区)	25施設(17区)	30施設(17区)	36施設(18区)	36施設(18区)	38施設(18区)
登録者数	知的	379名	413名	451名	450名	470名
	精神(発達・高次脳含む)	98名	181名	254名	311名	361名

- 2 事業費がA型生活支援センター指定管理料に含まれる事業所
 →神奈川、栄、港南、緑、保土ヶ谷、磯子、港北、鶴見、中区各生活支援センター

【事業費の内訳】

【あんしん施策】	本年度	前年度	差引	説明
委託料	288,826	261,437	27,389	9ヶ所はA型生活支援センター指定管理料
局事務費	76	76	0	研修講師謝金・事務費
合 計	288,902	261,513	27,389	

【事業スケジュール】

通年：年2回連絡会実施、自立生活アシスタント向け「スキルアップ研修」の実施

あんしん施策

【事業開始年度】 平成13年度

【根拠法令】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（地域生活支援事業）

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長	係長	係
森 崇	卯都木 優子	高田 江津子

(健康福祉局 -)

(様式②-1)

[健康福祉局 障害企画課]

事業名
7款 2項 1目
後見的支援推進事業

事業評価書											
事業開始の経緯	障害者プラン（第2期）の作成の際に「親亡き後の不安」を訴える声が多く寄せられ、また家族のいるうちから将来を見据えて支援を始める必要性も指摘されました。成年後見制度については、制度の周知不足や使いづらさなどもあり、利用が進んでいない状況です。そのため、地域で生活を送る上での見守り等を行う仕組みや法定後見を含めた後見的支援の充実を進めるため、21年度に外部委員を含めたプロジェクトを設置し検討を重ね、22年度から事業を開始しました。										
事業見直しの経過	後見的支援制度運営法人に対する委託費の算出方法を見直しました。各区一律から区の規模（18歳～64歳までの知的・精神障害者手帳所持者数）、制度登録者数等に応じ委託費を算出します。										
総事業費		23年度予算		23年度決算		24年度予算		24年度決算		25年度予定	
		一般職員	再任用職員	一般職員	再任用職員	一般職員	再任用職員	一般職員	再任用職員	一般職員	再任用職員
	職員数	1.0人	0.0人	1.0人	0.0人	1.0人	0.0人	1.0人	0.0人	1.0人	0.0人
	概算人件費	8,815千円		9,023千円		8,740千円		8,857千円		8,857千円	
	事業費	149,946千円		149,011千円		151,277千円		147,318千円		244,427千円	
総事業費	158,761千円		158,034千円		160,017千円		156,175千円		253,284千円		
事業実績	指標（単位）	後見的支援制度登録者のうち、支援計画が出来た登録者の割合				23年度実績	24年度実績	25年度目標			
						55.3%	72.1%	70.0%			
期待する効果	障害のある方及びその家族が抱く「親亡き後の不安」に対し、家族の見守りが機能するうちから、日常生活における地域での見守り体制を構築することで、親亡き後の漠然とした不安を解消します。また、見守り体制を構築する過程で、地域における障害理解の土壌が形成されます。										
事業終了による影響	社会の障害理解に対する誤解・無関心が解消されない中で本制度を終了することにより、障害のある方の個々の状況によって構築された見守り体制が崩れ、障害のある方が地域で孤立化する恐れがあります。										
市民等外部意見を反映する仕組み	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 障害のある子の親、障害当事者、支援者、弁護士等を委員とする障害者後見的支援制度検証委員会を設置し、年2回開催しています。また、開催に合わせ、検証委員に各区の後見的支援室へ訪問をしていただいています。										
現状の問題	後見的支援制度の目的は、障害者本人を中心とした地域での見守りネットワークを構築する事です。構築に当たり、障害者本人及びその家族へ定期的に訪問し信頼関係を構築します。その信頼関係を基に、地域の方に見守りネットワークへの参加を呼びかけます。しかし、利用登録者には見守りネットワークではなく定期的な訪問のみを望んでいる方が多いのが現状です。そのため、登録者一人にかかる業務量（サポーターの訪問回数等）の経年低下が見込まれません。また、登録者の増加に伴い業務量が増加する傾向があります。										
事業の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止										
終了時期	<input type="checkbox"/> () 年度予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現段階では未定										
自己評価	障害者を見守る事を地域に呼びかけることにより、地域の人々に「障害者と共生すること」の意識が芽生えています。										

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価					
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に	寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください	事業
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に	寄与しない	【適応策】の分類を選択してください	関連事業
理由	【対策の種類を選択後、上書き入力してください】				
実行計画との関連	25年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない				

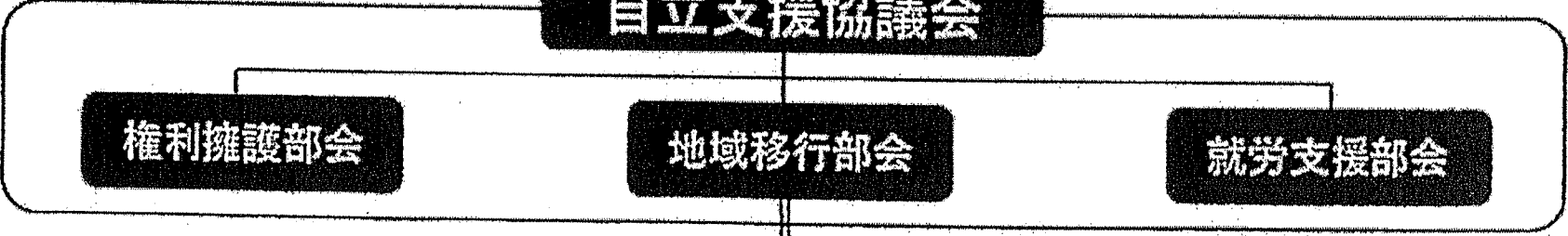
(健康福祉局 -)

④/4

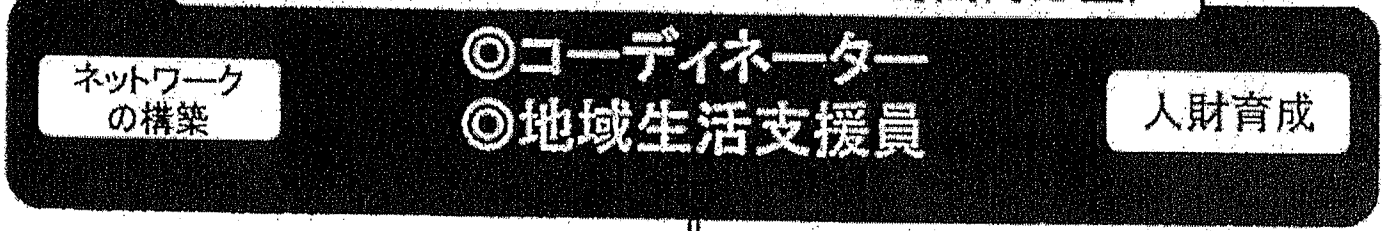
ハ5子

自立支援協議会と相談支援事業所を核とした面的整備イメージ図案(地域生活拠点)

自立支援協議会



相談支援事業所(特定・一般・24時間対応型)



社会資源

